

第144回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月25日（火曜日）午前10時

場所

京都市下京区中堂寺粟田町93
京都リサーチパーク
西地区4号館2階 ルーム1



—— 未来を預かる、未来を運ぶ ——

株式会社 **中央倉庫**

(証券コード 9319)

株主の皆様へ

本株主総会につきましては、株主総会当日のご出席のほか、インターネット等の電磁的方法または書面により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

事業報告等の株主総会資料は、電子提供制度の施行に伴い、インターネット上の当社ウェブサイト等で提供しております。

なお、基準日（2024年3月31日）までに書面交付請求をいただいた株主様には、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき省略された情報を除く株主総会資料が紙媒体で提供されます。

議案

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社株式の大量取得行為に関する対応策
(買収への対応方針)の継続の件 |

(証券コード 9319)
(発信日) 2024年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月30日

株 主 各 位

京都市下京区朱雀内畑町41番地
株式会社 中央倉庫
代表取締役社長執行役員 木村正和

第144回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第144回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第144回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.chuosoko.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、以下の株主総会資料掲載ウェブサイトおよび東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にてご確認ください場合は、当該ウェブサイトへアクセスして、銘柄名「中央倉庫」または証券コード「9319」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/9319/teiji/>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、インターネット等の電磁的方法または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区中堂寺粟田町93
京都リサーチパーク 西地区4号館2階 ルーム1
※ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照願います。

3. 目的事項

報告事項

- (1) 第144期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第144期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

4. その他議決権行使に関する事項

株主総会当日の代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案について賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

以 上

~~~~~  
◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要」、②連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、③計算書類のうち「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト等の電子提供措置をとったウェブサイト全てに、修正した旨ならびに修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

◎当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会后に「経営説明会」の開催を予定しております。当社の今後の取組みやトピックスを採り上げてご説明させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月25日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）  
午後5時00分到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）  
午後5時00分入力完了分まで

インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## <事前質問受付のご案内>

本定時株主総会に先立ち、株主様から事前にご質問をお受けいたします。掲載のQRコードもしくはURLよりアクセスし、株主番号（議決権行使書用紙の上部に記載されております）、氏名をご入力のうえ、質問内容をご入力ください。

**【受付期間 2024年6月4日（火）午前9時から2024年6月18日（火）午後5時まで】**

※ご質問は本株主総会の報告事項および決議事項に関する内容に限らせていただきます。ご質問は、株主様一人につき2問までとし、入力文字数は1問につき100文字までとさせていただきます。株主番号、氏名を正確に入力されていないご質問は、お受けいたしかねます。

※事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主様のご関心が高いと思われる質問につきましては、本定時株主総会当日に会場にて回答させていただく予定です。すべてのご質問に対して回答するものではありません。

また、個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

事前質問受付専用サイト <https://forms.office.com/r/Ht9jEC1cg1>

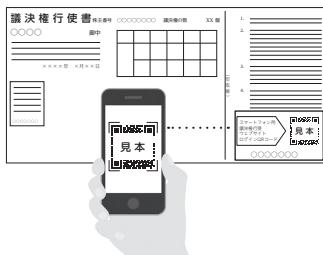


# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

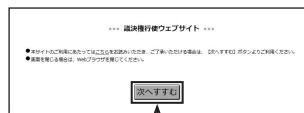
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

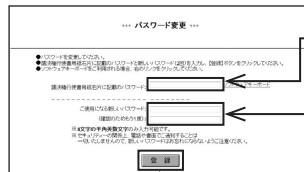
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう時機を捉えた的確な資本政策を遂行するとともに、配当政策の基本方針として、事業の性格を踏まえ財務体質を強化しつつ、株主利益を重視した配分を基本方針としております。この方針のもと、配当につきましては当期及び今後の連結業績、財務面での健全性等を踏まえたうえで、純資産配当率（DOE：Dividend on Equity）1%程度（連結ベース）を下限の目処とした安定配当に加え、第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」の最終年度である2024年度では配当性向40%を上回ることを目指します。このような配当方針のもと、当期の期末配当につきましては、当社普通株式1株につき17円といたしたいと存じます。なお、中間配当金として13円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき30円となり、前期実績に比べ2円の増配となります。また、当期の配当性向は33.5%（連結ベース）となります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金17円 総額322,860,277円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年6月26日

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役 木村正和、谷奥秀実、田口忠夫、吉田宏二、安達義二郎、吉松裕子の6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

### 【取締役候補者の選任にあたっての方針と手続】

取締役候補者の選任は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性やスキル等を踏まえ、事業・業務に係る豊富な経験に基づく実践的な視点を持ち、また社会・経済動向等に関する高い見識を有する者であるとともに、誠実性、倫理性、透明性、公正性等の資質を有していること、さらに判断力、決断力、達成志向力、自己統制力等の能力に優れた者であることを選任基準としております。なお、社外役員候補者の選任については、上記に加えて実績のある会社経営者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者であることを選任基準としております。

取締役候補者の選任は、代表取締役が選任案を指名・報酬・ガバナンス委員会に提議し審議され、その結果を尊重して代表取締役が取締役に提議し、取締役会において審議され決定されます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                      |                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1                                                                                                                                                                          | 木村正和<br>(1957年2月3日生)<br><br>【再任】 | 1980年4月 株式会社三和銀行（現三菱UFJ銀行）入社<br>2006年9月 同社信濃橋支社長<br>2010年5月 当社入社<br>2010年6月 当社取締役<br>2011年6月 当社取締役営業統括本部副本部長<br>2013年6月 当社常務取締役営業統括本部長<br>2017年6月 当社代表取締役社長<br>2020年6月 当社代表取締役社長執行役員（現在） | 所有する当社の株式の数<br>30,194株<br><br>取締役会への出席状況<br>14/14回<br><br>在任年数<br>14年 |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>         これまで取締役社長執行役員として経営の重要事項の決定と業務執行の監督に十分な役割を果たしており、その豊富な経験と実績に基づき、今後は取締役会長として当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に活かしていただくことを期待し取締役候補者としております。</p> |                                  |                                                                                                                                                                                          |                                                                       |

| 候補者番号                                                                                                                                                                | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 2                                                                                                                                                                    | 谷 奥 秀 実<br>(1961年3月24日生)<br>【再任】 | 1983年4月 当社入社<br>2014年4月 当社営業統括本部営業企画部長<br>2014年11月 当社経営企画室長<br>2015年6月 当社取締役<br>2016年4月 当社取締役営業統括本部副本部長兼京都支店長<br>2017年6月 当社常務取締役営業統括本部長<br>2020年6月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長<br>2021年4月 当社取締役常務執行役員<br>2021年6月 当社取締役常務執行役員企画管理本部長<br>2022年6月 当社代表取締役専務執行役員企画管理本部長（現在） | 所有する当社の株式の数<br>17,094 株<br>取締役会への出席状況<br>14 / 14 回<br>在任年数<br>9 年 |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/> これまで取締役専務執行役員として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、その豊富な経験と実績に基づき、今後は取締役社長執行役員として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に活かしていただくことを期待し取締役候補者としております。</p> |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                   |

| 候補者番号                                                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                       |                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 3                                                                                                                                                                           | 田 口 忠 夫<br>(1958年2月7日生)<br>【再任】 | 1980年4月 当社入社<br>2007年7月 当社東京支店長<br>2013年2月 当社滋賀支店長<br>2017年4月 当社営業統括本部営業部長<br>2017年6月 当社取締役<br>2020年6月 当社上席執行役員営業統括本部営業部長<br>2021年4月 当社常務執行役員営業統括本部長<br>2021年6月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長（現在）<br>【重要な兼職の状況】<br>株式会社テスパック 代表取締役社長 | 所有する当社の株式の数<br>13,520 株<br>取締役会への出席状況<br>14 / 14 回<br>在任年数<br>6 年 |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/> 取締役常務執行役員として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、営業統括部門における豊富な経験と実績に基づき、引き続き営業統括本部長として営業基盤の拡大や品質向上に向けた施策の推進および経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。</p> |                                 |                                                                                                                                                                                                                           |                                                                   |

| 候補者番号                                                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                   |                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 4                                                                                                                                                                                | 吉田 宏二<br>(1970年5月20日生)<br>【再任】 | 1993年 4月 当社入社<br>2012年 4月 当社総務課長<br>2014年 8月 当社経理課長<br>2018年 7月 当社管理部長<br>2020年 4月 当社執行役員総務部長兼経営企画室長<br>2023年 4月 当社上席執行役員企画管理本部副本部長兼総務部長兼経営企画室長<br>2023年 6月 当社取締役上席執行役員企画管理本部副本部長兼総務部長兼経営企画室長<br>(現在) | 所有する当社の株式の数<br>7,962株<br>取締役会への出席状況<br>10/10回<br>在任年数<br>1年 |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>         取締役上席執行役員として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、企画管理部門における豊富な経験と実績に基づき、今後は企画管理本部長として中期経営計画の推進や企画管理部門の強化および経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。</p> |                                |                                                                                                                                                                                                       |                                                             |

| 候補者番号                                                                                                                                                 | 氏名<br>(生年月日)                                    | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 5                                                                                                                                                     | 安達 義二郎<br>(1958年2月25日生)<br>【再任】<br>【社外】<br>【独立】 | 1981年 4月 安田信託銀行（現みずほ信託銀行）株式会社入社<br>2002年 4月 みずほアセット信託銀行株式会社大阪プロジェクト推進部長兼大阪支店専任部長<br>2003年 3月 みずほ信託銀行株式会社大阪プロジェクト推進部長兼大阪支店上席部長代理<br>2004年 4月 同社大阪支店副支店長兼大阪支店法人営業部長<br>2005年 7月 同社事務統括副部長<br>2006年 6月 同社事務統括部長<br>2008年 4月 同社執行役員業務統括部長<br>2009年 4月 同社執行役員法人業務部長<br>2010年 4月 同社常務執行役員<br>2012年 4月 みずほ信不動産販売株式会社（現みずほ不動産販売株式会社）取締役副社長<br>2014年 4月 平成ビルディング株式会社取締役社長<br>2021年 6月 当社社外取締役（現在） | 所有する当社の株式の数<br>900株<br>取締役会への出席状況<br>14/14回<br>在任年数<br>3年 |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b><br/>         経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識を有しておられ、これらの経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を果たしていただくことを期待し社外取締役候補者としております。</p> |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                           |

| 候補者番号                                                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                                  | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                           |                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 6                                                                                                                                                                          | 吉松裕子<br>(1972年5月10日生)<br>【再任】<br>【社外】<br>【独立】 | 2008年12月 弁護士登録<br>2008年12月 えびす法律事務所入所<br>2011年 4月 京都成蹊法律事務所入所（現在）<br>2015年 6月 当社社外監査役<br>2022年 6月 当社社外取締役（現在） | 所有する当社の株式の数<br>4,300 株<br>取締役会への出席状況<br>14 /14 回<br>在任年数<br>9 年 |
| <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>企業法務の専門家として、また、当社の社外監査役としての経験を活かしつつ、高い見識と多様性の観点から、当社の経営に適切な助言をいただくことを期待し社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありません。</p> |                                               |                                                                                                               |                                                                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 安達義二郎氏および吉松裕子氏は社外取締役候補者であり、また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
3. 吉松裕子氏の表中の在任年数は社外監査役としての在任期間（7年）を含んでおります。社外取締役としての在任年数は本株主総会終結のときをもって2年であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- ・当社は安達義二郎氏および吉松裕子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因する損害賠償請求による被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補の対象としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考①】 独立社外役員の独立性判断基準

当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役または社外監査役が以下のいずれにも該当しないこととする。

- ①当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ②当社の主要な取引先またはその業務執行者
- ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ④当社の大株主またはその業務執行者
- ⑤最近3年間において①から④のいずれかに該当していた者
- ⑥次のaからcまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族

- a. ①から⑤までに掲げる者
- b. 当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）
- c. 最近3年間において、bまたは当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
- (注) 1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを当社に行った者をいう。また、主要な取引先が金融機関である場合は、借入残高が直近事業年度末の連結総資産残高の2%以上となる者をいう。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外に過去3年間の平均で年間10百万円以上の金銭または財産を当社から得ていることをいう。
4. 「大株主」とは、総議決権の10%以上を保有する株主をいう。

【ご参考②】 スキルマトリックス

第2号議案が原案どおり可決されますと、役員構成は次のとおりとなります。当社の経営戦略に照らし、取締役・監査役各人の知識・経験等を踏まえ、とくに専門性の発揮を期待するスキルは次のとおりであります。

|                 | 【属性】<br>(性別)         | 企業経営・<br>サステナビリティ | 経営戦略・<br>事業戦略・<br>デジタル戦略 | 営業戦略・<br>グローバル知見 | 財務会計 | 人材開発・<br>ダイバーシティ | 法務・<br>コンプライアンス・<br>リスクマネジメント |
|-----------------|----------------------|-------------------|--------------------------|------------------|------|------------------|-------------------------------|
| 木村 正和           | (男性)                 | ○                 | ○                        | ○                | ○    |                  | ○                             |
| 谷奥 秀実           | (男性)                 |                   | ○                        | ○                |      | ○                | ○                             |
| 田口 忠夫           | (男性)                 |                   | ○                        | ○                |      |                  |                               |
| 吉田 宏二           | (男性)                 |                   | ○                        |                  |      |                  |                               |
| 安達 義二郎          | 【社外】<br>【独立】<br>(男性) | ○                 |                          |                  | ○    |                  | ○                             |
| 吉松 裕子           | 【社外】<br>【独立】<br>(女性) |                   |                          |                  |      | ○                | ○                             |
| (以下4名は監査役であります) |                      |                   |                          |                  |      |                  |                               |
| 中村 秀麿           | (男性)                 |                   |                          |                  | ○    | ○                | ○                             |
| 岡 一之            | (男性)                 |                   |                          |                  |      |                  | ○                             |
| 藤本 真人           | 【社外】<br>【独立】<br>(男性) |                   |                          |                  | ○    |                  | ○                             |
| 人見 浩司           | 【社外】<br>【独立】<br>(男性) | ○                 |                          | ○                |      |                  | ○                             |

(注) 【社外】は社外役員、【独立】は東京証券取引所届出独立役員であります。

<各スキルの定義>

|           |                                                                                                               |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企業経営      | 社長等の組織運営を行った経験実績を有すること。また、中長期的な視点に立った組織運営の牽引、および当社事業の持続的な成長に資する戦略の立案・遂行・監督、並びに持続的な企業価値向上に資するステークホルダーとの関係構築を行う |
| サステナビリティ  | 持続的な企業価値向上を目指した当社の事業経営と、持続可能な社会の実現への融合のもと、中長期的視点をもってサステナビリティ関連のリスクと機会の管理・監督を行う                                |
| 経営戦略      | 経営環境の変化を見定め、適切な経営戦略を構築し、中長期的な組織目標を立案・遂行・監督する                                                                  |
| 事業戦略      | 事業環境を踏まえた当社事業ポートフォリオの戦略を構築し、事業部門ごとの目標を立案・遂行・監督する                                                              |
| デジタル戦略    | 競争優位性を築くためのデジタルを活用したビジネスモデル構築・コスト構造改革・技術資産の確立を立案・遂行する                                                         |
| 営業戦略      | 営業目標の達成に責任を持ち、取引先のニーズを的確に捉え、先んじて戦略を構築し、立案・遂行する                                                                |
| グローバル知見   | グローバルな価値観や文化の理解と海外物流に関する知見をもって、海外物流に関する営業戦略を構築し、立案・遂行する                                                       |
| 財務会計      | 経営戦略と連動した会計・財務戦略の遂行・監督、および資本政策を遂行する上でキャッシュフロー思考をもった施策の遂行・監督を行う                                                |
| 人材開発      | 人事制度や労務管理に関する豊富な知識を踏まえた上で、当社の経営戦略・事業戦略に適した人材配置・育成を行う                                                          |
| ダイバーシティ   | 当社の持続的な成長のため、多様な従業員の活躍・成長・エンゲージメントの向上、およびこれらを支援する仕組みづくりを行う                                                    |
| 法務        | 企業統治の仕組みやリスク管理等の法務に関する知見を有し、事業活動を行う上で必要な法令遵守体制の構築・運営・監督を行う                                                    |
| コンプライアンス  | 持続的な企業価値向上を目指す上で、風通しの良い企業風土をつくり、法令・社会規範・企業倫理を踏まえたコンプライアンス体制構築を行う                                              |
| リスクマネジメント | 持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた取組みを行う上で、事業リスクを識別・評価し、リスク管理プロセスを監督する                                                    |

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                            |                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 佐藤 一成<br>(1961年10月1日生)                                                                                      | 1985年4月 安田倉庫株式会社入社<br>2007年7月 同社営業開発部長<br>2011年6月 同社芝浦営業所長<br>2012年6月 同社取締役<br>2015年6月 同社常務取締役<br>2020年6月 同社取締役常務執行役員<br>2022年6月 株式会社安田エステートサービス代表取締役社長(現在) | 所有する当社の株式の数<br>0株 |
| <b>【補欠社外監査役候補者とした理由】</b><br>経歴を通じて培った経験と実績および見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠社外監査役候補者としております。 |                                                                                                                                                             |                   |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐藤一成氏は、補欠の社外監査役候補者であり、また東京証券取引所が定める独立役員としての要件を備えております。同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 佐藤一成氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因する損害賠償請求による被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補の対象としております。佐藤一成氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

当社は、2008年5月23日開催の取締役会において、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則に規定されるものをいいます。以下同じとします。）を決定するとともに、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、2021年6月25日開催の第141回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）を継続しました。現プランの有効期間は、2024年3月期に関する定時株主総会の終結の時までであり、2024年6月25日開催予定の第144回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって満了となります。

当社は、現プラン継続後の社会・経済情勢の変化や買収防衛策をめぐる動向等を勘案しつつ当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する観点から、現プラン継続の是非を含め、その在り方について検討を行ってまいりました。その結果として、2024年5月10日開催の取締役会において、社外取締役2名を含む出席取締役の全員の賛成により、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「本基本方針」といいます。）を改めて決議するとともに、本定時株主総会における株主の皆様のご承認（普通決議）を条件に、その有効期間を本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時（事業年度の変更を行わない限り、2027年3月期に関する定時株主総会終結の時）までとしたうえで、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）」（以下、「本プラン」といいます。）として継続することを決議しましたので、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの継続にあたり、近時の買収防衛策に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、主に以下の点を変更しております。なお、基本的なスキームの変更はございません。

- ①本プランの適用対象となる「買付等」の定義を一部見直しました。
- ②「買付等」や「特定買付者等」に該当するかの基準となる「実質的に支配」または「共同ないし協調して行動」に当たるか否かを判定する際に用いられる基準として別紙3の「共同協調行為等の認定基準」を作成いたしました。
- ③その他表現の明確化を含む字句の修正等を行いました。

また、社外監査役2名を含む当社監査役4名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランの継続に賛成する旨の意見を述べております。

なお、当社は本日現在、当社株式の大量取得行為に係る提案等を受けている事実は一切ありません。また、2024年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「大株主の状況」のとおりです。

#### 【本プランを継続する理由】

当社は、倉庫業を中心とする総合物流会社として、将来にわたる拠点政策や人的資本投資を含む積極的な投資、質の高いサービスの提供の継続やノウハウの蓄積、長年にわたって培った信頼関係や連携・協力関係の維持など、中長期的な視点に基づいた経営への取組みにより企業価値の向上・株主共同の利益の向上が確保されるものと考えております。

当社は、当社の企業価値を株主および投資家の皆様にご理解いただけるよう適切な情報開示に努めておりますが、とくに当社株式の大量買付等が行われる場合においては、株主の皆様が買付等の是非等を適切に判断する必要があるため、その買付等が当社に与える影響に関する情報や当社取締役会が提示する大量買付等に対する意見等が、当社株主の皆様が適切な投資判断を行う上で、重要な判断材

料になるものと考えております。

このような考え方のもと、当社は、株主の皆様が買付等の是非等を適切に判断するために必要な情報や時間等を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある当社株式の大量買付等に対する対抗措置を準備しておくことを目的とする本プランを、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、3年間を有効期間として継続することが相当であると判断したものであります。

## 1. 本基本方針

当社は、倉庫業を中心とする総合物流会社として、将来にわたる地域の発展性、立地条件、採算等を十分研究調査のうえ、拠点政策を展開しております。また、用地取得から倉庫建築、稼働まで数年を要すること等から中長期的な視点に基づいた経営への取組みにより企業価値の向上・株主共同の利益の向上が確保されるものと確信しております。さらに、物流事業としての公共的使命の高い事業の性格から、地域経済のインフラを担い、地域における密接な信頼関係の構築と期待に応えていく社会的責任があります。また、顧客のニーズに応え最適物流システムの提案や密着型機能提供等を行い、物流コストの低下による物流の効率化の実現に向けて努力を重ねております。一方、高度な技能と専門性を有した人材の育成にも多年のノウハウを持って研鑽を積み重ねており、従業員の自己実現の場を提供し働き甲斐のある職場創りに努力しております。これらが株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

一方、当社は、上場会社である当社の株式は、株主または投資家の皆様に自由に取引されるものであり、特定の者による当社株式の大量買付等に応じるか否かは、当社株主の皆様に十分な情報が提供された上で、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、これが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、株主の皆様が株式の大量買付等の内容等について検討し、取締役会が意見を取りまとめ、必要に応じ代替案を提示し、株主の皆様のために買付者等と交渉するために必要な時間を提供しないもの、経営方針・投下資本の回収方針等の十分な情報を合理的な期間内に提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を顧みずに当該買付者等自身の利益のみを図るもの、または、買付等の条件が、当社の本源的価値に鑑み不十分もしくは不適切な買付等であるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるもの等の不適切な買付等があることを、否定することができません。

当社は、このような特定の者又はグループによる当社株式の大量買付等に伴い、会社の存立、発展が阻害されるおそれが生ずる等、会社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることとなるような場合には、その防止のために当該株主を差別的に取扱ったとしても、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、最終的には会社の利益の帰属主体である株主の皆様自身の判断において対抗措置を行うことができるほか、当該特定の者又はグループが必要な情報や時間を提供しない場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を顧みずに当該特定の者又はグループ自身の利益のみを図る場合等、取締役会の判断により相当な対抗措置を講ずることが許容される場合があると考えております。

当社は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上で、十分な時間を確保することが、株主の皆様のために企業価値向上に関して当社株式の大量買付等を行う者との建設的な対話を行う上でも有効なものになると考えております。当社は、当社株式の大量買付等を行う者に対して、遵守すべき一定

の手続があること、また、法令および当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等を防止することとします。また、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の導入を株主総会において決議し、当該対応策の内容を、東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることとします。

## 2. 本基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1) 企業価値向上への取組み

当社は、「誠実」「進歩」「挑戦」の企業理念に基づき、コーポレート・スローガン「未来を預かる、未来を運ぶ」を制定するとともに、以下のグループ経営中長期ビジョンを策定しております。

- ◇ 進化する物流ニーズを創造できる企業
- ◇ 多様な人材がその能力を最大限に発揮できる企業
- ◇ 高い業務品質によってお客様に信頼される企業
- ◇ 主体的にサステナビリティの推進に取り組む企業
- ◇ 健全な財務バランスを有し積極経営のできる企業

このグループ経営中長期ビジョンの実現に向け、当社グループの持続的な成長と企業価値向上のため、当社を取り巻く様々な課題に従業員が一丸となって果敢に挑戦しております。第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」では、前中期経営計画のキーワード「CHANGE!」の考えをさらに推し進め、自ら能動的に行動する「自身にTRY!」、挑戦する風土を創って、分かち合う「組織でTRY!」、社会に応える・つなげる「社会へTRY!」、この3つのTRY!に取り組むことで、確りとした施策展開を行い、確実に収益拡大を図り、企業価値向上に努めております。

当社は第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」の対象期間を2022年度から2024年度までの3カ年とし、最終年度である2024年度において、

- I 新分野へ積極的に挑戦し、グループとして成長を遂げる企業
- II 無形資産・人的資産への投資を通じ、イノベーションを育む企業
- III 多様な価値観を尊重し、皆が高いパフォーマンスを発揮できる企業
- IV デジタル技術の活用を図り、高い業務品質と生産効率を実現させる企業
- V サステナビリティの基本方針を組織に浸透させ、施策に真摯に取り組む企業
- VI 積極的な投資と強い財務体質をバランスさせ、健全経営を継続させる企業
- VII プライム市場の企業として期待される企業
- VIII 上記施策展開を可能とするガバナンスの充実

を目指し、これらの戦略基本方針にもとづき具体的取組みを推進しております。

中期経営計画「Let's TRY! 2024」のこれまでの主たる取組みの実績として、新しいコンセプトに基づく高機能倉庫の新設や物流総合施設としての機能の拡充に取り組むとともに、変化が加速する顧客ニーズに的確に対応できる営業体制の構築と業務の効率化を推し進め、業務品質のさらなる向上を目指すとともに働き易い職場創りを進めております。また、京都梅小路地区資産有効活用として宿泊施設を建設し、不動産賃貸事業を開始したことや、当社としてはじめてのM&A実施による

株式会社テスパックのグループ化など、新たな事業展開に取組みました。加えて、東証プライム市場への移行にあたり、東証プライム市場上場維持基準に真摯に向き合い、政策保有株式の持ち合い解消を進めることによる流通株式数向上の取組みや、投資家との対話機会の充実等に努めております。更に、サステナビリティ委員会・サステナビリティ推進委員会を設けTCFD開示やサステナビリティに関する全社的な取組みを行うとともに、人事制度改革、外部人材の積極採用、実践型研修の充実などの人的資本投資を行うことや、女性管理職の目標人数を定めその育成に取組む等の多様性の確保にも努めております。

## (2) コーポレートガバナンスへの取組み

当社は、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みとしてのコーポレートガバナンスの強化に取組み、継続的な企業の成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンス・ガイドラインを策定しております。その取組みとして、株主総会招集通知の早期発送やインターネット上における早期提供、議決権の電子投票制度の採用、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを使用する等株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行う等株主の権利・平等性の確保に努めております。また、「誠実」「進歩」「挑戦」の企業理念を定め、それらに相応しい企業作りに取組むとともにサステナビリティを巡る課題に対応するため、環境に配慮したグリーン経営（交通エコロジー・モビリティ財団認証取得）を行う等株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めております。加えて、中期経営計画等の情報開示等法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取組み、適切な情報開示と透明性の確保に努めております。更に、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を果たすため、取締役会の構成として3分の1以上の独立社外取締役を選任する等取締役会等の責務を適切に果たすべく機能強化に取組んでおり、コーポレートガバナンスを実効的に適切に実践するための取組みとして、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める指名・報酬・ガバナンス委員会を設置し、コーポレートガバナンスに係る重要な事項を審議しております。また、2020年4月1日より、経営の意思決定および監督機能と業務執行を明確に分離し、経営の機能性向上とガバナンス強化を図るため、執行役員制度を採用しております。加えて株主総会開催日における株主総会後の株主向け経営説明会、個人投資家向け説明会、アナリスト向けミーティング、機関投資家との1on1ミーティングの開催等株主との建設的な対話にも努めております。更に、2022年6月24日より、女性の社外取締役が就任し、取締役会の多様性の確保にも努めております。

## 3. 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）

### (1) 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、本基本方針に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大量買付等がなされることを防止するために導入されるものです。

当社は、本基本方針に定められたとおり、特定の者又はグループによる株式の大量買付等に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様にご委ねされるべきものと考えております。そして、株主の皆様がこの判断を適切に行うためには、当該買付者等から必要な情報の提供を受けること、取締役会から必要な情報や代替案の提示を受けること、および、これらのために必要な時間を確保することが必要不可欠であると考えております。にもかかわらず、買付者等が必要な情報を合理的な期間内に提供しない場合、または、これらのために必要な時間、もしくは当社取締役会が株主の皆様

のために買付者等と交渉するために必要な時間を確保しない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損されることを防止するため、取締役会は原則として速やかに対抗措置の発動（そのために必要な株主総会の招集その他の措置を含みます。以下同じとします。）を行う必要があると考えております。また、買付者等が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を顧みずに当該買付者等自身の利益のみを図る場合にも、同様であると考えております。さらに、買付等の条件が当社の本源的価値に鑑み不十分もしくは不適当な買付等である場合等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある場合には、対抗措置の発動を行うか否かの判断は、基本的には最終的に、株主の皆様に委ねることが適切であると考えております。

一方、これらの手続や対抗措置の発動に際して、取締役会の恣意性を排除するために独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重することとします。

## **(2) 本プランの内容**

本プランの内容は以下のとおりであります。本プランに関する手続の流れにつきましては、別紙2にその概要をフローチャートの形でまとめておりますので、併せてご参照ください。

### **ア 本プランの概要**

下記イ（ア）に定める買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、①買付者等が当社取締役会および独立委員会に対し当該買付等に関する必要かつ十分な情報を独立委員会が定める合理的期間内に提供し、②独立委員会のための一定の検討期間が経過し、かつ③当社取締役会が対抗措置の発動の是非について決議を行うまで（当社取締役会が対抗措置の発動の是非について株主の皆様の意思を問う株主総会を招集した場合には、株主総会が対抗措置の発動の是非について決議を行うまで）は、買付等を開始し、または進めることが許されないものとします。

（ア）買付者等に対する情報等の提供の請求

下記イ（ア）に定める買付等が行われる場合、当社は買付者等に対し事前に書面で買付等の目的および条件等の情報を合理的期間内に提出していただくことを求めます。

（イ）独立委員会への諮問

当社取締役会は、独立委員会に対し上記情報を提供し、対抗措置の発動の是非等について諮問します。

（ウ）独立委員会の検討および勧告

独立委員会が必要と認める場合、買付者等に対し合理的期間内に追加情報の提供を求め、また取締役会に対しても合理的期間内に適宜必要と認める情報、資料等の提示を求めることができます。独立委員会は、原則として当社取締役会および独立委員会に対する買付説明書（下記イ（イ）で定義され、買付説明書に関する補足説明または追加提出された買付説明書等を含みます。以下同じ。）の提出が合理的期間内に完了した日から所定の期間内に当社取締役会に対し、勧告内容を書面にて提出します。

（エ）取締役会による決議、株主総会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、当該買付者等が本プランに定める手続を遵守していないと認められた場合は、株主の皆様が買付等の是非等を適切に判断するために必要な情報や時間等を確保することができないことから、対抗措置の発動を決議することができ、また、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす不適切な買付等（下記イ（オ）で定義されます。）に該当すると認められた場合にも、対抗措置の発動を決議することができます。さらに、独立委員会が当該買付等は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると勧告した場合、当社

取締役会は株主総会を招集して対抗措置の発動を付議し、対抗措置の発動につき株主総会の決議（当社現行定款第51条第3項に基づく特別決議）を経ることにより、対抗措置の発動の具体的内容を決議することができるものとします。

(オ) 対抗措置

対抗措置は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、買付等に対し当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上を図るうえで、必要かつ相当な措置（株式の発行、自己株式の処分もしくは株式無償割当てまたは新株予約権の発行もしくは新株予約権無償割当て等）の中からその時点で当社取締役会が最も適切であると判断したものを選択し、当社取締役会または株主総会で決議されるものとします。

イ 買付等の開始から対抗措置の発動または不発動の決議までの手続

(ア) 買付等

本プランが定める手続は、当社取締役会の同意を得ないで行われる買付等のうち下記の①から③までのいずれかに該当するもの、またはこれらに類似する行為（以下「買付等」といいます。）に適用されます。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>[1]</sup>（以下「当社株券等」といいます。）について、保有者<sup>[2]</sup>およびその共同保有者等<sup>[3]</sup>の株券等保有割合<sup>[4]</sup>が20%以上となる買付等<sup>[5]</sup>
- ② 当社株券等について、公開買付<sup>[6]</sup>を行う者の株券等の株券等所有割合<sup>[7]</sup>およびその特別関係者等<sup>[8]</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付
- ③ 上記①または②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>[9]</sup>を樹立する行為<sup>[10]</sup>（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。）

(イ) 買付者等に対する情報等の提供の請求

買付者等は、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対し、(i)買付者等の概要（名称、住所、設立準拠法、代表者の役職および氏名、会社等の目的および事業内容、大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要、ならびに国内連絡先）、(ii)買付者等が現に保有する当社株券等の数および意向表明書提出前60日間における買付者等の当社株券等の取引状況、ならびに(iii)提案する買付等の概要（買付者等が買付等により取得を予定する当社株券等の種類および数、ならびに買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、買付等の後の当社株券等の第三者への譲渡等、重要提案行為等<sup>[11]</sup>その他の目的がある場合には、その旨およびその内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）を明示し、本プランに定める手続を遵守する旨を記載した当社所定の書式による「意向表明書」を日本語にて提出していただきます。

当社取締役会は、買付者等から意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主の皆様の判断および当社取締役会ならびに独立委員会の意見形成のために必要

かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを合理的な回答期限（ただし、原則として60日間を超えないものとします。）を設けて買付者等に交付します。その後、買付者等には当社取締役会に対し、本必要情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を回答期限内に日本語にて提出していただきます。本必要情報の具体的内容は買付者等の属性、買付等の目的および内容により異なりますが、概ね下記①ないし⑩の情報を含みます。当社取締役会は、買付説明書の情報等が株主の皆様への判断または当社取締役会もしくは独立委員会の意見形成のために十分でないと認めた場合には、買付者等に対し、さらに合理的な回答期限を設けて、当社取締役会が相当と認める方法で買付説明書の補足説明または追加資料等の提出を求めることができます。なお、当社取締役会は、提出された買付説明書を評価検討し、当社取締役会としての意見を公表することができるものとし、さらに必要に応じて買付者等と買付等に関する条件改善等について交渉し、当社取締役会として株主の皆様および独立委員会に対し代替案を提示することができるものとします。

- ① 買付者等およびそのグループ（主要な株主または出資者、重要な子会社・関連会社、特別関係者、共同保有者、ファンドの場合は各組合員、出資者その他の構成員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の概要（具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験および他の買付者等との具体的関係等に関する情報を含みます。）
- ② 買付等の目的（意向表明書に記載していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、買付等の対価の種類および価額、買付等の時期、それに関連する取引の仕組みおよび買付等の方法の適法性ならびに買付等の実現可能性に関する情報を含みます。）
- ③ 買付等の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の詳細を含みます。）
- ④ 買付等のための資金の調達方法（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、当該資金に関して買付者等の有する当社株券等その他資産等への担保権設定の状況および予定ならびに調達に関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。）の有無、意思連絡がある場合はその具体的な態様および内容ならびに当該第三者の概要
- ⑥ 買付者等が既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦ 買付者等が買付等において取得を予定する当社株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、合意の相手方および合意の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑧ 買付等の後の当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策、配当政策、資産運用計画（売却等を予定される場合はその内容等を含みます。）、投下資本の回収方針およびそれらを具体的に実現するための施策
- ⑨ 買付者等の事業と当社および当社グループの営む事業との統合および連携等に関する

事項ならびに買付者等と当社との利益相反を回避するための具体的施策

- ⑩ 買付等の後における当社および当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社および当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑪ 買付等の後の当社グループの中長期的に持続的かつ継続的な企業価値向上のための施策およびそれにより中長期的に企業価値が向上される根拠
- ⑫ 当社の他の株主との間に利益相反が生ずる場合、それを回避するための具体的施策
- ⑬ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要であると認める事項

(ウ) 独立委員会への諮問

当社は、取締役会の諮問機関として、買付者等および買付等に係る評価および対抗措置の発動または不発動の勧告等を取締役会へ行う独立委員会を設置します。独立委員会は当社経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、および学識経験者等）の中から当社の取締役会が選任した3名以上の委員で構成されます。独立委員会規程の概要は別紙4のとおりです。なお、独立委員会委員の略歴は別紙5のとおりです。

当社取締役会は、買付者等から買付説明書の提出を受けたときは、これを遅滞なく独立委員会に提供し、当該買付者等による買付等に対する対抗措置の発動の是非その他当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保および向上に関する事項について諮問します。ただし、当社取締役会が相当と判断したときは、買付説明書の提出を受けるより前に、独立委員会に対し諮問することができるものとします。

(エ) 独立委員会の評価手続

独立委員会は、買付説明書の内容が十分でないと認めるときは、当社取締役会を通じて買付者等に対し、合理的な回答期限（ただし、原則として60日間を超えないものとし、）を設けて、独立委員会が相当と認める方法で買付説明書の補足説明または追加資料等を求めることができます。また、独立委員会は、必要に応じて当社取締役会に対し、合理的な回答期限を設けて独立委員会が相当と認める方法で当該買付等および買付説明書に対する意見、当社取締役会の決定している事業施策等に係る資料の提出を求めることができます。また、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

(オ) 独立委員会の勧告

独立委員会は買付説明書の提出が完了した後、買付等の評価の難易度等に応じて、対価を現金（円貨）のみとし、当社株券等全部を対象とする公開買付の場合には60日間、その他の場合には90日間（以下「独立委員会検討期間」といいます。ただし、必要な範囲で延長・再延長ができるものとし、延長・再延長する場合には、その旨、延長・再延長の期間および延長・再延長の理由の概要を開示するものとします。また、延長・再延長の期間は、合計で30日を超えないものとし、）以内に勧告の内容を書面にて作成し、これを当社取締役会に提出します。

独立委員会は、当該買付者等が本プランに定める手続を遵守していないと認めた場合、下記①ないし⑤に相当する買付等（以下「不適切な買付等」といいます。）であると認められた場合、または下記⑥ないし⑦に相当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められた場合には、「対抗措置を発動することを勧告する」旨（以下「発動勧告」といいます。）、またそのおそれがないと認めた場合には、

「対抗措置を発動しないことを勧告する」旨の勧告（以下「不発動勧告」といいます。）を行うこととします。また、独立委員会は、発動勧告または不発動勧告のいずれも行わず、株主総会の招集等が相当と認める旨の勧告を行うことができます。

さらに、独立委員会は、当社取締役会が対抗措置の発動または不発動の決定をした後であっても、当該決定の前提となる事実関係に変動が生じた場合等においては、改めて不発動勧告または発動勧告を行うことができます。

当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重するものとします。

- ① 株価を高騰させて高値で当社およびその関係者に引取らせることを目的とする行為
- ② 当社が事業を行うために必要な資産（有形資産のほか、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報および主要取引先ならびに顧客等の無形資産を含みます。）を当該買付者等またはその関係者に取得させることを目的とする行為
- ③ 当社の資産（その定義は上記②に定めるところによります。）を当該買付者等またはその関係者等の債務の担保として供することまたはその弁済原資として用いることを目的とする行為
- ④ 当面当社の積極的な事業の用に供されていない不動産および有価証券等の高額資産を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当を行わせることまたは一時的な高配当によって株価を急上昇させて当社株式の高値売り抜けを目的とする行為
- ⑤ 強圧的二段階買付（最初の買付で当社株券等全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、または二段階目の買付条件を明確にしないで公開買付等による株券等の大量買付等を行うことをいいます。）その他当社株券等の保有者にその売却を事実上強要するおそれのある行為
- ⑥ 買付等の条件（買付対価の種類・金額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社および当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（以下「当社利害関係者」といいます。）の処遇等の方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み、不十分または不適当な買付等である場合
- ⑦ 買付者等による買付等の後の経営方針、事業計画、投下資本の回収方針等の内容が不十分または不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を毀損する、または当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付等である場合

(カ) 取締役会による決議

- ① 手続を遵守しない買付者等に対する対抗措置の発動の決議  
当社取締役会は、独立委員会が当該買付者等は本プランの定める手続を遵守していないと認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。
- ② 不適切な買付等に対する対抗措置の発動の決議  
当社取締役会は、独立委員会が当該買付等は上記（オ）①ないし⑤に相当する不適切な買付等に該当すると認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。また、当社取締役会は、対抗措置の発動に株主総会決議が不要な場合であっても、当該買付等の内容、対抗措置を発動するか否かの判断が必要となる状況等を勘案したうえで、当社取締役会が相当と認めるときは株主総会の決議を経たうえで、対抗措置の発動を決議することができます。さら

に、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対して対抗措置の発動を決議することができるものとします。

③ 企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が上記（オ）⑥ないし⑦に相当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて発動勧告をしたときは、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。

④ 対抗措置の不発動の決議

当社取締役会は、必要があると認めるときは、買付者等に対し対抗措置を発動しないことを決議することができます。当社取締役会は、独立委員会が不発動勧告をしたときは、当該勧告を最大限尊重します。なお、当社取締役会は、対抗措置の不発動を決定した後であっても、当該決定の前提となった事実関係に変動が生じ、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると判断される場合等には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動することを決定することがあります。

⑤ 取締役会による決議を行うまでの期間

当社取締役会は、独立委員会が発動勧告をしたとき、不発動勧告をしたときまたは株主総会の招集等が相当と認める勧告をしたときのいずれの場合においても、独立委員会からの勧告を書面で受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、対抗措置を発動する旨、対抗措置を発動しない旨、または株主総会を招集する旨を決議しなければならないものとします。

(キ) 対抗措置発動後の中止、停止または変更

当社取締役会は、本プランに従い対抗措置を発動することを決定した後であっても、①買付者等が当該買付等を中止した場合や、②対抗措置を発動する旨の決定の前提となった事実関係に変動が生じ、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがないと判断される場合には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動の中止、停止または変更を決定することがあります。対抗措置として、新株予約権無償割当てをする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、上記事情が生じ、当社取締役会が対抗措置の発動の中止または停止を決定した場合には、新株予約権の効力発生日の前日までの間は新株予約権の無償割当てを中止または停止し、新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始日の前日までの間は当社が無償で新株予約権を取得すること等ができるものとします。

(ク) 情報の公表

当社取締役会は、法令および証券取引所規則等に従い適時開示を行うほか、下記①ないし⑥に掲げる情報を公表します。

① 買付者等からの意向表明書、買付説明書の提出があったこと、および買付説明書の提

出が完了したことを各々提出が完了された後、遅滞なく公表します。

- ② 買付説明書の内容および当社取締役会が独立委員会に提出した意見ならびに事業施策等のうち、独立委員会が相当と認めた情報を独立委員会が決定した公表時期に公表します。
- ③ 独立委員会の勧告のうち、独立委員会が相当と認めた情報を当社取締役会が勧告に係る書面を受領後、遅滞なく公表します。
- ④ 独立委員会検討期間の延長・再延長に係る決定（その理由および内容の要旨を含みます。）について、各々独立委員会が決定後、遅滞なく公表します。
- ⑤ 対抗措置の発動もしくは不発動、または発動後の中止、停止もしくは変更について、取締役会が決定した後、当該決議の概要その他当社取締役会および独立委員会が相当と認めた情報を遅滞なく公表します。
- ⑥ 対抗措置の発動について、株主総会を招集するときは、その旨、株主総会の期日、場所および議題ならびに議案の要旨を当社取締役会決議後、遅滞なく公表します。株主総会を開催した場合は、当該決議の概要その他当社取締役会および独立委員会が相当と認めた情報を遅滞なく公表します。

#### (ケ) 株主総会

当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動を勧告したときは、当該対抗措置の発動に株主総会決議が不要な場合であっても、当該買付等に対し対抗措置を発動するか否かについて、当社株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を招集することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対して対抗措置の発動を決議することができるものとします。このほか、株主総会の招集は、買付等の内容、対抗措置を発動するか否かの判断が必要となる状況等を勘案したうえで、当社取締役会が株主の皆様の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合に行うものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が当該買付等は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて発動勧告したときは、当該買付等に対し対抗措置を発動するか否かについて、当社株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を招集することができるものとします。なお、上記いずれの場合においても、当社取締役会は株主総会を招集する旨決議後、次期定時株主総会に諮ることが適当であると判断される場合等を除き、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催するものとします。

#### ウ 新株予約権の無償割当ての主な内容

当社は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上を図るため、買付等に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当て等必要かつ相当な措置の中からその時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択し、当社取締役会または株主総会で決議するものとします。

対抗措置として新株予約権無償割当て（以下「本新株予約権無償割当て」といい、本新株予約権無償割当てにより割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）を実施する場合の主な内容は以下のとおりです。

##### (ア) 本新株予約権の割当対象となる株主

当社取締役会が、本新株予約権無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）にお

ける当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権3個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(イ) 本新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(ウ) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(エ) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は1円以上で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(オ) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(カ) 本新株予約権の行使条件

次の①から⑥に規定する者（以下「特定買付者等」と総称します。）および／または当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める者は、原則として本新株予約権を行使できません。

① 特定大量保有者<sup>[12]</sup>

② 特定大量保有者の共同保有者等

③ 特定大量買付者<sup>[13]</sup>

④ 特定大量買付者の特別関係者等

⑤ 上記①ないし④に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者

⑥ 上記①ないし⑤記載の者の関連者<sup>[14]</sup>

(キ) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(ク) 当社による本新株予約権の取得

当社は、いつでも特定買付者等以外の株主が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき（別途調整がない限り）当社普通株式1株を交付することができます。また、当社は、特定買付者等が所有する本新株予約権については一定の行使条件（例えば、買付者等が株券を処分した場合に、その行使後における株券等保有割合が20%を下回ること等の一定の条件の範囲内で本新株予約権を行使することができる旨の行使条件等）や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項（ただし、特定買付者等以外の株主の利益を害するものではないと合理的に判断される内容のものに限ります。）等の当社株式の大量買付等に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付す場合があります。なお、特定買付者等が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭の交付は行わないこととします。その他当社が本新株予約権を取得できる場合およびその条件については、当社取締役会が本新株予約権無償割当

て決議において別途定めるところによるものとします。

## エ その他

上記イないしウに定めるほか、本新株予約権無償割当てに必要な事項、独立委員会規程、その他本プランの具体的運用に必要な事項等については、別途当社取締役会が定めるものとします。また、法令の新設または改廃により、上記イないしウに定める条項ないし用語の定義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記イないしウに定める条項ないし用語の定義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

## オ 本プランの発効、有効期間、廃止および変更

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいた時点で発効するものとします。

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設もしくは改廃が行われ、または重要な司法判断が示され、当該新設、改廃または判断を反映するのが適切である場合、形式的な修正を行うのが適切である場合には、株主総会決議の趣旨の範囲内で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正・変更することがあります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および（変更の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報の公表を速やかに行います。

## カ 本プランが株主および投資家の皆様等へ与える影響

本プランは、当社株主および投資家の皆様当社株式の大量買付等に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、または代替案を提示するために必要な時間を確保するものです。また、買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合、不適切な買付等が行われるおそれがある場合、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益確保のため当社株主総会または当社取締役会において対抗措置の発動を行えるようにするものです。本プランの導入により、当社株主および投資家の皆様当社株式の大量買付等の是非を適切に判断されることが可能となり、皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記3.（2）イにおいて述べましたとおり、買付者等が本プランに定める手続を遵守するか否かにより買付等に対する当社の対応が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、当社からの適時開示や買付者等の動向にご注意ください。

### （ア）本プラン導入時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時点においては新株予約権無償割当て等の対抗措置は実施されませんが、当社株主および投資家の皆様へ直接具体的な影響が生じることはありません。

### （イ）対抗措置の発動時に株主および投資家の皆様へ与える影響

買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合や、手続を遵守した場合であっても本プランに定める不適切な買付等であると認められる場合や当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益確保を目的として、必要かつ相当な措置の中からその時点で当社取

締役会が最も適切であると判断した対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組み上、当社株主および投資家の皆様（特定買付者等を除きます。）が法的権利および経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、本プラン、法令および証券取引所規則等に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により株式を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払い込みをしていただく必要がある場合があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として株主の皆様にご当社株式を交付することがあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てをすることになった際に、法令および証券取引所規則等に基づき別途お知らせします。

なお、当社取締役会が新株予約権無償割当ての中止または割り当てられた新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

一方、買付者等については、本プランに定める手続を遵守しない場合や、手続を遵守した場合であっても本プランに定める不適切な買付等と認められる場合や当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利および経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの開示は、買付者等が本プランの定める内容に違反することがないように予め注意を喚起するものであります。

#### **4. 上記2. の取組みおよび本プランが本基本方針に沿うものであること**

上記2. の取組みは、中期経営計画の推進等により当社の企業価値・株主共同の利益を向上させることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為が行われることを未然に防止しようとするものであり、本基本方針に沿うものであると判断しております。

また、本プランは、当社株券等の買付者等が買付等に関する必要かつ十分な情報を株主の皆様、当社取締役会、独立委員会に事前に提供すること、および当社取締役会または当社株主総会が対抗措置の発動の是非について決議した後にのみ当該買付等を開始することを求め、これを遵守しない買付者等に対して当社独立委員会の勧告に基づき当社取締役会または株主総会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、本プランに定める手続が遵守されている場合であっても、独立委員会が買付者等の買付等が本プランに定める不適切な買付等であると認め、または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて対抗措置の発動を勧告し、当社取締役会または株主総会が決議した場合には、かかる買付者等に対して当社取締役会または株主総会は当社の企業価値・株主共同の利益を確保するために新株予約権無償割当て等の対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであると判断しております。

#### **5. 上記2. の取組みおよび本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと**

上記2. の取組みは、中期経営計画の推進等により、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。

また、本プランも、以下の理由により、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。

**(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を全て充足していること**

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足するとともに、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」ならびに東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月11日の改訂後のもの)の原則1-5.(いわゆる買収防衛策)および補充原則1-5①を踏まえたものです。

**(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること**

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が意見をとりまとめ、代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

**(3) 株主意思を重視するものであること**

本プランは、当社株主総会において承認可決されることにより決定されます。また、上記3.(2)オに記載したとおり、本プランは有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されています。また、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会または株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることとなります。以上の意味において、本プランの消長および内容は、当社株主総会の意思に基づくこととなっております。

**6. 上記2. の取組みおよび本プランが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと**

上記2. の取組みは、中期経営計画の推進等により、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的とするものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

また、本プランも、以下の理由により、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

**(1) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示**

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しています。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役、または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様へ情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

**(2) 合理的な客観的発動要件の設定**

本プランは、上記3.(2)イ(カ)に記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要

件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

### (3) 第三者専門家の意見の取得

上記3. (2) イ (エ) に記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

### (4) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

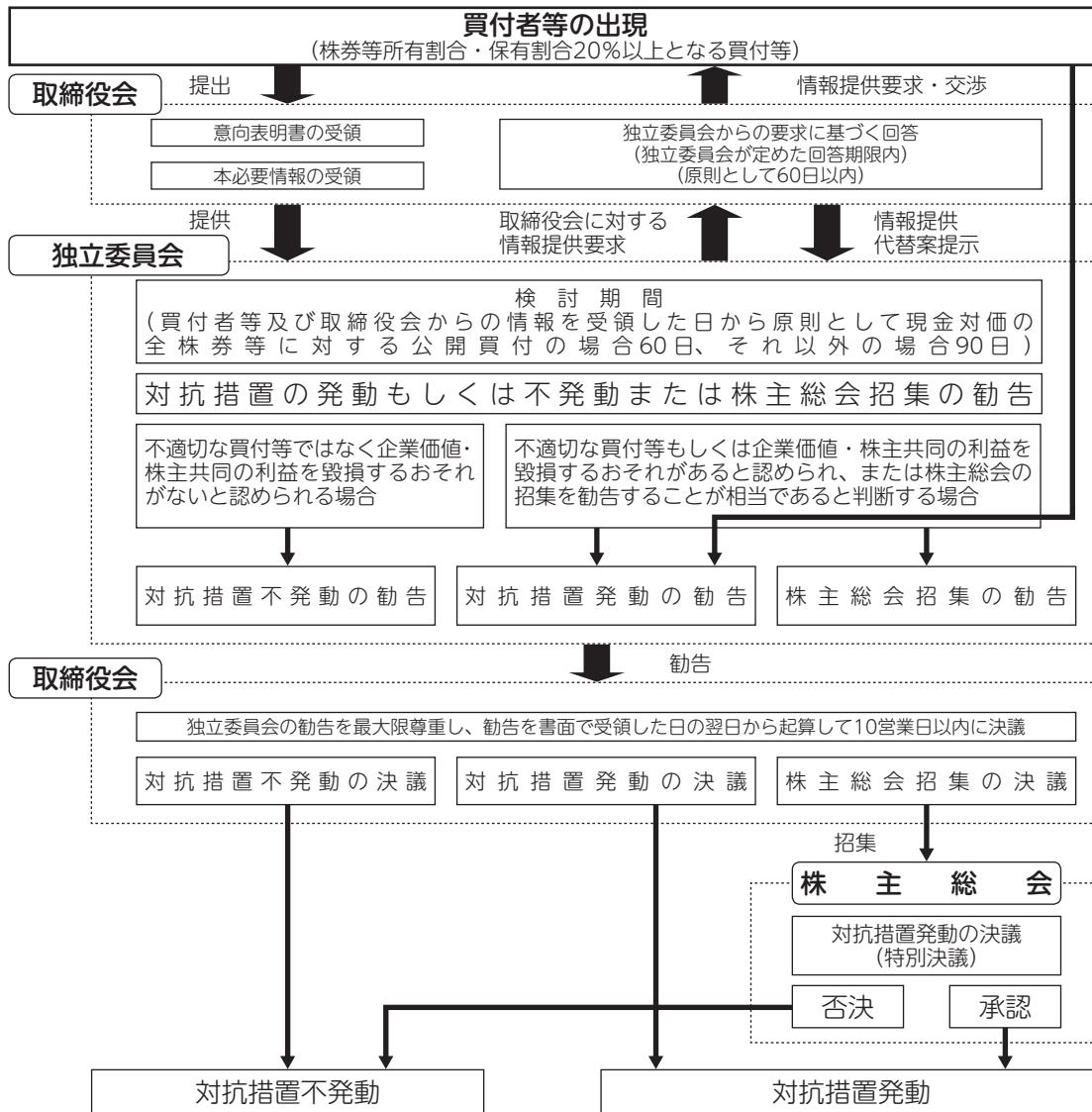
上記3. (2) オ に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社株券等の買付者等が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

- [1] 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等（①の場合）もしくは同法第27条の2第1項に定義される株券等（②の場合）またはその双方（その余の場合）をいいます。
- [2] 金融商品取引法第27条の23第1項の保有者および同条第3項によって保有者に含まれる者をいいます。
- [3] 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者および同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者ならびに保有者または共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した関係にある者をいいます。
- [4] 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合（ただし、重複する保有株券等の数については控除するものとします。）をいいます。
- [5] ①において金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。
- [6] 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいいます。
- [7] 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合（ただし、重複する所有株券等の数については控除するものとします。）をいいます。
- [8] 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者および公開買付けを行う者またはその特別関係者との間で公開買付けを行う者・特別関係者間の関係と類似した関係にある者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項に定める者を除きます。
- [9] 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、別紙3に定める基準に従い行うものとします。なお、別紙3に定める基準は、法令の改正や裁判例の動向等に基づき独立委員会の決議によって適宜合理的な範囲内で変更される場合があります。
- [10] 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会および独立委員会は、本文の③所定の要件該当性の判定につき必要な範囲で、当社の株主に対して必要な情報を求めることがあります。
- [11] 金融商品取引法第27条の26第1項に規定される重要提案行為等をいいます。
- [12] 当社株券等の保有者で、当社株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- [13] 公開買付けによって当社株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者等の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- [14] ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、またはその者と実質的に共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。その判定は、別紙3に定める基準に従い行うものとします。また、組合その他ファンドに係る「関連者」の判定には、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項または第3条の2第3項に定義されます。）をいいます。

以上



## 当社株式の大量取得行為に関する対応策に基づく対抗措置発動・不発動の流れ



\* 上記フローチャートは、本プランの概略を説明するために参考として作成されたものであります。

## 共同協調行為等の認定基準

- ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案したうえで、総合的に判断する。
  - ※ 以下「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社および子会社（当該特定の株主を含め、「特定株主グループ」という。）、特定株主グループの役員および主要株主を含むものとする。
- (1) 当社株券等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株券等の取得または重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
  - (2) 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
  - (3) 当社株券等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為等を行うこと等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、または本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
  - (4) 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期および態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
  - (5) 当該特定の株主が株券等を取得している（または取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
  - (6) 上記(5)の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれと同調したものであったか。同調したものであった場合にその株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
  - (7) 上記(5)記載の当該他の上場会社において、認定対象者および当該特定の株主（ならびに認定対象者以外のもので当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の

発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続き、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行)が生じているか。生じていた場合に企業価値または株主価値の毀損のおそれほどの程度か

- (8) 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか
  - (9) 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している若しくは存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である若しくはあったことがあるなどの人的関係が存在するか
  - (10) 当社に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであった場合に、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、本項目を唯一の根拠として「特定買付者等」と認定してはならないものとする。）
  - (11) 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、本項目を唯一の根拠として「特定買付者等」と認定してはならないものとする。）
  - (12) その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような直接的・間接的な関係を有しているか
  - (13) その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか
- 以上

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、（1）当社の社外取締役、（2）当社の社外監査役、または（3）社外の有識者のいずれかに該当するものの中から当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、監査役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。独立委員会委員の任期は、本プランが当社の株主総会または取締役会の決議によって廃止された場合において、当該廃止の時点をもって終了するものとする。
4. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員その他必要と認めるものを出席させ、その意見または説明を求めることができる。
5. 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故あるときその他やむをえない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。独立委員会の決議において、賛否同数のときは、議長が決する。
6. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して書面にて当社取締役会に対して勧告または通知等する。独立委員会は、本プランに定められた公表すべき情報その他独立委員会が適切と判断する事項について、当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

なお、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- （1）本プランの対象となる買付等への該当性の判断

- (2) 本プランに係る対抗措置の発動もしくは不発動または株主総会招集等が相当と認める旨
  - (3) 本プランに係る対抗措置の発動の中止、停止または変更
  - (4) 本プランの廃止または変更（ただし、本プランの変更については、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設もしくは改廃が行われ、または重要な司法判断が示され、当該新設、改廃、または判断を反映するのが適切である場合、形式的な修正を行うのが適切である場合、株主総会決議の趣旨の範囲内で合理的に必要と認められる範囲に限る。）
  - (5) 買付者等および当社の取締役会が独立委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定およびその回答期限（ただし、本プランに期限の定めがある場合は、当該期限までとする。）
  - (6) 独立委員会の検討期間の延長・再延長（ただし、合計で30日を超えないものとする。）
  - (7) その他当社の取締役会が判断すべき事項のうち、当社の取締役会が独立委員会に諮問した事項
7. 独立委員会は、6. に定める事項に加え、以下の各号に記載される事項を行う。
- (1) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - (2) 取締役会による代替案の検討
  - (3) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - (4) 当社の取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

以上

## 独立委員会委員略歴

## 安達 義二郎氏

- 1981年 4月 安田信託銀行（現 みずほ信託銀行）株式会社入社
- 2002年 4月 みずほアセット信託銀行株式会社 大阪プロジェクト推進部長兼大阪支店専任部長
- 2003年 3月 みずほ信託銀行株式会社 大阪プロジェクト推進部長兼大阪支店上席部長代理
- 2004年 4月 同社大阪支店副支店長兼大阪支店法人営業部長
- 2005年 7月 同社事務統括部副部長
- 2006年 6月 同社事務統括部長
- 2008年 4月 同社執行役員業務統括部長
- 2009年 4月 同社執行役員法人業務部長
- 2010年 4月 同社常務執行役員
- 2012年 4月 みずほ信不動産販売株式会社（現 みずほ不動産販売株式会社）取締役副社長
- 2014年 4月 平成ビルディング株式会社取締役社長
- 2021年 6月 当社社外取締役（現在）

## 藤本 真人氏

- 1978年11月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
- 1998年 6月 同監査法人パートナー
- 2011年11月 藤本真人公認会計士事務所開業登録（現在）
- 2012年 6月 日本システム開発株式会社社外監査役
- 2013年 6月 当社社外監査役（現在）
- 2014年 6月 株式会社キーエンス社外取締役

## 吉松 裕子氏

- 2008年12月 弁護士登録
- 2008年12月 えびす法律事務所入所
- 2011年 4月 京都成蹊法律事務所入所（現在）
- 2015年 6月 当社社外監査役
- 2022年 6月 当社社外取締役（現在）

人見 浩司氏

1985年 4月 株式会社京都銀行入社  
2003年 6月 同社修学院支店長  
2005年 5月 同社大阪中央支店長  
2009年 6月 同社本店営業部第一部長  
2012年 6月 同社取締役（総合企画部長委嘱）  
2014年 6月 同社取締役（本店営業部長委嘱）  
2015年 6月 同社常務取締役（本店営業部長委嘱）  
2016年 6月 同社常務取締役  
2017年 6月 同社専務取締役  
2020年 6月 同社代表取締役・専務取締役  
2021年 6月 京友商事株式会社代表取締役会長（現在）  
2022年 6月 当社社外監査役（現在）

以上

(ご参考)

# 事業報告サマリー

## 業績ハイライト

| 営業収益        | 営業利益        | 経常利益        | 親会社株主に<br>帰属する当期純利益 |
|-------------|-------------|-------------|---------------------|
| 26,512百万円   | 1,934百万円    | 2,229百万円    | 1,698百万円            |
| 前期比 2.5%増 ▲ | 前期比 8.3%減 ▼ | 前期比 8.4%減 ▼ | 前期比 0.6%減 ▼         |

## 当社の重視する経営指標について

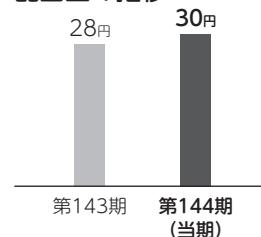
| 営業利益率        | ROIC<br>(投下資本利益率) |
|--------------|-------------------|
| 7.3%         | 4.3%              |
| 前期比 0.9pt減 ▼ | 前期比 0.6pt減 ▼      |

※ROIC= (営業利益+受取利息・配当) ÷ (純資産+有利子負債)

## 配当について

当期の期末配当につきましては、当社普通株式1株につき17円といたしたいと存じます。なお、中間配当金として13円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき30円となり、前期実績に比べ2円の増配となります。

### 配当金の推移



第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」の連結業績目標値の下方修正を2024年5月10日に開示しております。当社は、引き続き、取引先との密着性の強い選ばれる物流企業として、更なる事業の展開を図ってまいります。当社ウェブサイト <https://www.chuosoko.co.jp/news/ir/> に開示内容を掲載しております。

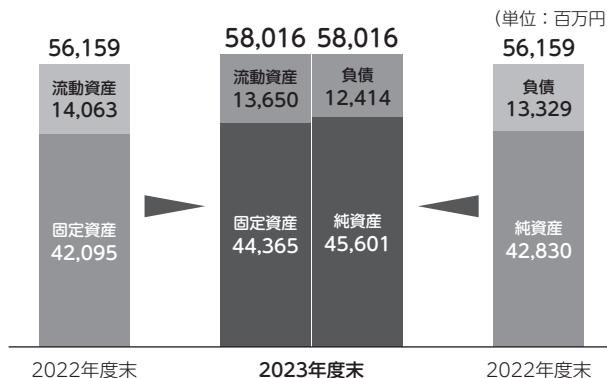
(ご参考)

## 連結計算書類等サマリー

### 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

#### <資産>

総資産は、主に流動資産の現金及び預金、営業未収入金がそれぞれ減少しましたが、固定資産の建物及び構築物、投資有価証券がそれぞれ増加したこと等により、前期比1,857百万円増の58,016百万円となりました。



#### <負債>

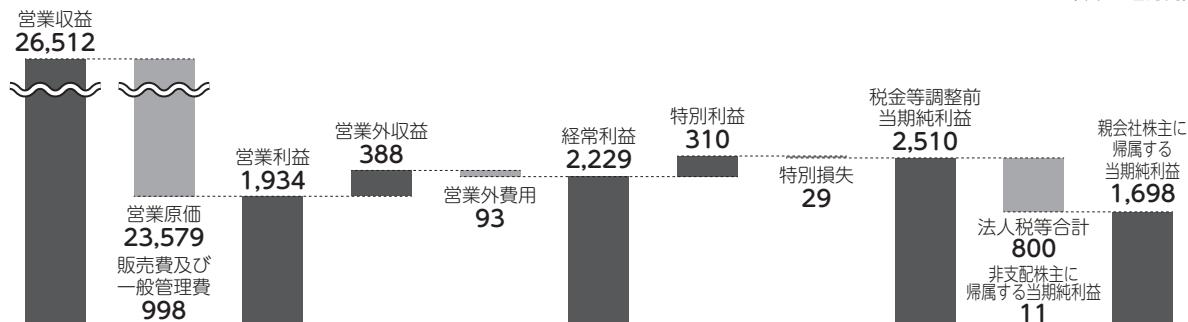
主に固定負債の繰延税金負債が増加しましたが、流動負債のその他に含まれる未払消費税等、固定負債の長期借入金がそれぞれ減少したこと等により、前期比914百万円減の12,414百万円となりました。

#### <純資産>

主に利益剰余金、その他有価証券評価差額金がそれぞれ増加したこと等により、前期比2,771百万円増の45,601百万円となりました。

### 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)



# 事業報告

( 2023年4月1日から  
2024年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の激化など地政学的リスクの高まりを起因とするエネルギー価格や原材料価格の高騰による世界的なインフレが景気を押し下げ、また、中国経済が低迷する等、先行き不透明な状況となりました。

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の分類見直しにより経済活動の再開による内需の回復など、景気は緩やかな持ち直しの動きとなりましたが、円安進行による消費者物価の上昇により消費者マインドが低下しました。

物流業界におきましては、燃料価格等の継続的なコスト増加、労働力不足等に伴う人件費の上昇、物流業界の2024年問題から派生する物流の諸問題の発現に加えて、一部の製造業での生産調整により物流量が減少するなど、厳しい経営環境が続きました。

このような事業環境のもと、当社グループは第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」の2年度目として、自ら能動的に行動する「自身にTRY!」、挑戦する風土を創って、分かち合う「組織でTRY!」、社会に応える・つなげる「社会へTRY!」の3つのTRY!に取り組み、施策展開を行ってまいりました。

具体的には、滋賀県大津市において新たな物流拠点となる滋賀支店大津営業所を2023年6月に開設し、また、豊通パットリサイクルシステムズ株式会社の物流取扱量の拡大に継続して取り組みました。さらに、大型機械や精密機械の運搬・設置等をおこなう機工（輸送付随業務等）の取扱いを拡充いたしました。加えて、2023年1月に子会社化しました株式会社テスパックとのシナジー効果による梱包業のさらなる強化にも注力いたしました。

併せて汎用業務の集約を目的とした事務センターの拠点集約を進めるとともに、現場作業のデジタル化、業務の効率化、業務品質の向上に継続して取り組んでおります。

さらに、環境に配慮したグリーン経営の推進に取り組むとともに、サステナビリティ基本方針に基づき、サステナビリティ委員会及びサステナビリティ推進委員会の活動などを通じて持続的な成長と企業価値向上を目指し、サステナビリティを巡る課題に具体的に取り組んでおります。

また、京都ハンナリーズ（プロバスケットボールチーム）への協賛継続や2023年7月にSDGs私募債を発行するなどの地域社会との関わりを重視した事業運営や、2024年1月に発生した能登半島地震の際にはエッセンシャルワーカーとしての機能を発揮いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の営業収益は、貨物保管残高が高い水準で維持されたことや機工（輸送付随業務等）の取組みなどの効果により26,512百万円（前期比2.5%増）、営業利

益は、新たに子会社となった株式会社テスパックの利益が加わったものの、滋賀支店大津営業所開設に伴う一時費用や減価償却費が増加したことに加え、燃料・動力費の高止まりや貨物保管残高の増加に対応するための外注費用の増加などもあり1,934百万円（前期比8.3%減）となりました。また、経常利益は、政策保有株式の縮減などによる受取配当金の減少や支払利息が増加したことなどもあり2,229百万円（前期比8.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,698百万円（前期比0.6%減）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

① 国内物流事業

倉庫業におきましては、取扱い貨物量の減少により自社倉庫および再委託先も含めた入出庫高は前期に比し減少しましたが、自社倉庫および再委託先も含めた月末平均保管残高が前期に比し増加したことにより保管料が増加し、豊通ペトリサイクルシステムズ株式会社関連の荷役作業料が増加いたしました。また、料金価格の適正化交渉に努めました。その結果、倉庫業の営業収益は7,508百万円と前期に比し3.2%の増加となりました。

運送業におきましては、保管貨物の荷動きが弱いものの、豊通ペトリサイクルシステムズ株式会社の本格稼働に合わせた物流取扱いや、機工（輸送付随業務等）の新たな取組みにより、取扱数量は増加し、通期で2,176千トンと前期に比し2.3%の増加となり、運送業の営業収益は13,621百万円と前期に比し0.9%の増加となりました。

これらの結果、国内物流事業の営業収益は21,129百万円と前期に比し1.7%の増加となりました。

(イ) 自社倉庫における入出庫および保管残高

| 区分                 | 期間      | 前 期<br>(2022年4月1日～2023年3月31日) |                        | 当 期<br>(2023年4月1日～2024年3月31日) |                        |
|--------------------|---------|-------------------------------|------------------------|-------------------------------|------------------------|
|                    |         | 数 量                           | 金 額                    | 数 量                           | 金 額                    |
| 入 庫 高<br>( 月 平 均 ) |         | 1,174千トン<br>(97)              | 366,710百万円<br>(30,559) | 1,081千トン<br>(90)              | 337,474百万円<br>(28,122) |
| 出 庫 高<br>( 月 平 均 ) |         | 1,167千トン<br>(97)              | 362,610百万円<br>(30,217) | 1,093千トン<br>(91)              | 339,005百万円<br>(28,250) |
| 保管残高               | 期 末     | 237千トン                        | 88,635百万円              | 225千トン                        | 87,104百万円              |
|                    | 月 末 平 均 | 235千トン                        | 87,884百万円              | 230千トン                        | 88,749百万円              |

(ご参考) 自社倉庫および再寄託先を含めた入出庫および保管残高

| 区分                 | 期間      | 前 期<br>(2022年4月1日~2023年3月31日) |                        | 当 期<br>(2023年4月1日~2024年3月31日) |                        |
|--------------------|---------|-------------------------------|------------------------|-------------------------------|------------------------|
|                    |         | 数 量                           | 金 額                    | 数 量                           | 金 額                    |
| 入 庫 高<br>( 月 平 均 ) |         | 1,517千トン<br>(126)             | 433,309百万円<br>(36,109) | 1,429千トン<br>(119)             | 403,287百万円<br>(33,607) |
| 出 庫 高<br>( 月 平 均 ) |         | 1,484千トン<br>(123)             | 423,428百万円<br>(35,285) | 1,432千トン<br>(119)             | 404,070百万円<br>(33,672) |
| 保管残高               | 期 末     | 313千トン                        | 103,866百万円             | 310千トン                        | 103,083百万円             |
|                    | 月 末 平 均 | 304千トン                        | 100,722百万円             | 308千トン                        | 104,284百万円             |

(注) 再寄託とは、受寄物を自社倉庫以外の他の倉庫業者で保管し荷役させることをいいます。

(ロ) 貨物回転率 (月平均)

| 区分  | 期間 | 前 期<br>(2022年4月1日~2023年3月31日) |     | 当 期<br>(2023年4月1日~2024年3月31日) |     |
|-----|----|-------------------------------|-----|-------------------------------|-----|
|     |    | 数 量                           | 金 額 | 数 量                           | 金 額 |
| 数 量 |    | 41.5% (41.1%)                 |     | 39.3% (38.6%)                 |     |
| 金 額 |    | 34.6% (35.4%)                 |     | 31.8% (32.3%)                 |     |

(注) ( ) 内は再寄託先を含む数値であります。

(ハ) 倉庫業所管面積

| 区 分     | 前 期 末<br>(2023年3月31日現在) | 当 期 末<br>(2024年3月31日現在) | 前 期 比 増 減           |
|---------|-------------------------|-------------------------|---------------------|
| 所 管 面 積 | 262,990㎡<br>(79,554坪)   | 273,994㎡<br>(82,883坪)   | 11,004㎡<br>(3,329坪) |

(注) 所管面積は倉庫業法に基づく営業倉庫登録面積であります。

| 区 分     | 前 期 末<br>(2023年3月31日現在) | 当 期 末<br>(2024年3月31日現在) | 前 期 比 増 減 |
|---------|-------------------------|-------------------------|-----------|
| 貸 庫 面 積 | 26,478㎡<br>(8,010坪)     | 26,478㎡<br>(8,010坪)     | 0<br>(0)  |

(注) 貸庫面積は物流賃貸面積であります。

## (二) 運送取扱数量

| 区 分                  | 前 期<br>(2022年4月1日~2023年3月31日) | 当 期<br>(2023年4月1日~2024年3月31日) |
|----------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 取 扱 数 量<br>( 月 平 均 ) | 2,127,123トン<br>(177,260)      | 2,176,823トン<br>(181,402)      |

## ② 国際貨物事業

通関業におきましては、輸入および輸出の取扱数量は、中国経済をはじめとした世界経済の低迷による取扱数量の減少により、前期に比し減少しました。その結果、輸出入全体では、593千トンと前期に比し11.9%の減少となりました。また、梱包業の取扱数量については、新たに子会社となりました株式会社テスパックの取扱高も加わったこともあり、126千m<sup>3</sup>と前期に比し10.2%の増加となりました。これらの結果、国際貨物事業の営業収益は5,025百万円と前期に比し6.1%の増加となりました。

## (イ) 通関業取扱数量

| 区 分                               | 前 期<br>(2022年4月1日~2023年3月31日) | 当 期<br>(2023年4月1日~2024年3月31日) |
|-----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 輸 入 取 扱 数 量<br>( 月 平 均 )          | 607,219トン<br>(50,602)         | 534,902トン<br>(44,575)         |
| 輸 出 取 扱 数 量<br>( 月 平 均 )          | 65,575トン<br>(5,465)           | 58,117トン<br>(4,843)           |
| 輸 入 出 取 扱 数 量<br>合 計<br>( 月 平 均 ) | 672,794トン<br>(56,066)         | 593,019トン<br>(49,418)         |

## (ロ) 梱包業取扱数量

| 区 分                  | 前 期<br>(2022年4月1日~2023年3月31日)    | 当 期<br>(2023年4月1日~2024年3月31日)     |
|----------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 取 扱 数 量<br>( 月 平 均 ) | 114,573m <sup>3</sup><br>(9,548) | 126,302m <sup>3</sup><br>(10,525) |

(注) 当期の梱包業取扱数量は、株式会社テスパックの取扱数量を含んでおります。

③ 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業におきましては、京都梅小路地区宿泊施設の賃貸等により、営業収益は357百万円となりました。

なお、物流用途不動産の賃貸につきましては、国内物流事業セグメントに区分しておりません。

企業集団の事業の種類別セグメントの営業収益

(単位 金額：百万円、比率：%)

| 区分       | 前 期<br>(2022年4月1日～2023年3月31日) |       |         | 当 期<br>(2023年4月1日～2024年3月31日) |       |         |
|----------|-------------------------------|-------|---------|-------------------------------|-------|---------|
|          | 金 額                           | 構 成 比 | 前 期 比 額 | 金 額                           | 構 成 比 | 前 期 比 額 |
| 国内物流事業   | 20,777                        | 80.3  | 1,123   | 21,129                        | 79.7  | 351     |
| (内訳) 倉庫業 | 7,278                         |       | 677     | 7,508                         |       | 229     |
| 運送業      | 13,499                        |       | 446     | 13,621                        |       | 122     |
| 国際貨物事業   | 4,734                         | 18.3  | 516     | 5,025                         | 19.0  | 291     |
| 不動産賃貸事業  | 357                           | 1.4   | 297     | 357                           | 1.3   | —       |
| 計        | 25,869                        | 100.0 | 1,937   | 26,512                        | 100.0 | 642     |

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は1,719百万円で、必要資金は自己資金および長期借入金により賄いました。その主なものは、次のとおりであります。

①当連結会計年度において完成した主要設備

- ・当社 大津営業所新築工事 倉庫設備の新設 (国内物流事業)

(3) 対処すべき課題

第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」の最終年度として、次期中期経営計画の基盤固めを確りに行い、確実に収益拡大を図り、企業価値向上に努めてまいります。

当社の強みである顧客密着型の営業展開を推し進め、物流パートナーとして顧客の戦略に組み込まれ、選ばれる企業を目指してまいります。

当社が考える対処すべき主な課題は以下の4つであります。

①持続的な成長を図ること

当社は、取扱貨物全体の荷動きが低調なこと、及び燃料・動力費の高止まりによる影響や外注費用によるコスト増等に鑑み、第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」の業績目標値の下方修正をおこないましたが、引き続き、持続的な成長に向かって、下記のとおり、具体的な営業施

策を展開してまいります。倉庫部門では、明確で適正な料金収受の取組みを引き続き実施し、拠点ごとの収支改善に早期に対応してまいります。運輸部門では、営業統括本部との連携のもと運輸営業力を強化し、稼ぐ力を強化してまいります。国際貨物部門では子会社テスパックとのシナジーの強化や、海外代理店ネットワークの拡大および競争力の強化に取り組んでまいります。また、次のステップとして資本力を活かしたM&Aや提携、事業成長実現に供する戦略投資をより強く推進してまいります。

#### ②資本収益性を意識した効率的な経営

当社は、ROEが依然として資本コストのレンジ付近に留まっており、PBRも1倍を下回り、投資家の皆様の期待に十分応えることができていない状況が続いていると認識しております。引き続き、資本コストのレンジを上回るROE水準（5%以上）を目指すとともに、PBRの改善に向けて、収益力の向上、財務戦略・資本政策の強化、IR活動の拡充に取り組んでまいります。今後は、配当性向40%を目指した株主還元や自己株式取得等も検討するなど、当社株式の魅力を高める努力を継続してまいります。また、2025年度を始期とする第8次中期経営計画の策定を行う上で、資本コストのレンジを上回るROEを確保するための施策等を検討し、PBRの改善に向けた取組みを更に推進してまいります。

#### ③東証プライム市場で更なる価値向上を目指す

当社は、東証プライム市場移行時（2021年6月30日）に当該上場維持基準を充たしておりませんでした。2022年12月末日以降は当該上場維持基準を充足し、現在では、東証プライム市場上場維持基準の1日平均売買代金（2023年1月1日～2023年12月31日）32百万円、及び流通株式時価総額（2024年3月31日）12,823百万円となっております。しかし、当社が目指すプライム市場上場企業としてあるべき姿（当社株式の高い流動性、高度な資本政策や多くの投資家との対話の機会）からすると、十分な水準とはいえないと考えております。引き続き、株式の流動性を確保する取組みを進めるとともに、株価および日々の株式売買高を向上させるための施策を検討・実施してまいります。また、資本の新しい活用方法を模索するなど効果的で切れ目のない資本政策を継続して実施するとともに、投資家に当社の魅力を理解していただけるよう会社説明会等のIR活動を積極的に進めてまいります。

#### ④人的資本の確保・活用とサステナビリティ経営

当社は、当社が掲げる様々な経営戦略を実践するために、多様な人材を活かし、高度なスキルを保有する人材の確保・育成に注力してまいります。とくに、若手や女性職員が活躍する機会を提供し、個の強みや能力を最大限に発揮できるように、働き易い職場環境を整え、個人・組織のエンゲージメントを高める取組みを実施してまいります。また、持続可能な社会の実現に貢献するため、気候変動への対応や当社事業を通じた社会貢献活動など、社会課題の解決に積極的に取り組み、顧客、社会、株主、従業員の期待に応えられる企業を目指してまいります。

## 【ご参考】 コーポレートガバナンス

### 1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「誠実」「進歩」「挑戦」の企業理念、コーポレート・スローガン「未来を預かる、未来を運ぶ」にもとづき、倉庫業を核として経済活動に不可欠な公共性の高い総合物流事業を営んでおります。その事業の性格から中長期的な観点により、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出に努めております。

また、当社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みであるコーポレートガバナンスを適切に実践し、当社、投資家ひいては経済全体の発展にも貢献することを目指しております。そのためのコーポレートガバナンスに関する当社の基本方針は、次に掲げるとおりです。

- ①株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主の実質的な平等性を確保します。
- ②当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- ③当社の財務情報や非財務情報について、適時・適切に主体的に開示を行い、透明性を確保します。
- ④取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率の改善を図ります。
- ⑤当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、合理的な範囲で株主との建設的な対話を行います。

### 2. 社外役員の役割と機能

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう、また、高度な経営の監督を図るべく、役割・責任を果たす資質を十分に備えた独立社外取締役を2名以上かつ3分の1以上選任しております。また、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成される指名・報酬・ガバナンス委員会を設置し、その委員長には社外取締役が互選で就任し、定期的な会合をおこなない客観的な立場にもとづく情報交換・認識共有を図り、当社コーポレートガバナンスに係る重要な事項を審議しております。

同委員会においては、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針、経営陣幹部の選解任および取締役の選任ならびに報酬を決定するに当たっての方針と手続等を始め、株式会社東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードに規定される各原則に係る基本的な方針等の審議およびそれらの運営状況の監督の役割と機能を担っております。また、社外役員が夫々の高度専門的分野における見地から経営の意思決定の適正性の確保のため適切な助言をおこなっております。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区分 \ 期別             | 2020年度<br>第 141 期 | 2021年度<br>第 142 期 | 2022年度<br>第 143 期 | 2023年度<br>(当連結会計年度)<br>第 144 期 |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 営業収益                | 25,927            | 23,931            | 25,869            | 26,512                         |
| 経常利益                | 1,921             | 2,080             | 2,434             | 2,229                          |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 1,307             | 1,352             | 1,708             | 1,698                          |
| 1株当たり当期純利益          | 68円90銭            | 71円28銭            | 90円00銭            | 89円43銭                         |
| 総資産                 | 50,906            | 53,306            | 56,159            | 58,016                         |
| 純資産                 | 40,617            | 41,249            | 42,830            | 45,601                         |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。  
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2021年度の期首から適用しております。  
 3. 第144期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第143期に係る数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名          | 資本金      | 当社の出資比率 | 主要な事業内容            |
|--------------|----------|---------|--------------------|
| 中倉陸運株式会社     | 30,000千円 | 86.0%   | 貨物自動車運送業           |
| 中央倉庫ワークス株式会社 | 20,000千円 | 100.0%  | 倉庫等における荷役等の請負業     |
| 株式会社テスパック    | 10,000千円 | 100.0%  | 梱包、梱包資材製造販売、通関手続代行 |

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の重要な子会社の状況に記載の3社であります。

当期の当社グループの営業収益は26,512,364千円(前期比2.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,698,179千円(前期比0.6%減)であります。

(6) 主要な事業内容

国内物流事業：倉庫業・貨物利用運送業・貨物自動車運送業

国際貨物事業：梱包業・通関業

不動産賃貸事業：不動産賃貸業

(7) 主要な営業所

① 当社

本社

京都市下京区朱雀内畑町41番地

支店

京都支店 (京都市下京区)

大阪支店 (大阪府茨木市)

名古屋支店 (愛知県小牧市)

岡山支店 (岡山県倉敷市)

滋賀支店 (滋賀県栗東市)

東京支店 (埼玉県加須市)

北陸支店 (石川県金沢市)

営業所

梅小路営業所 (京都市下京区)

京都PDセンター (京都府久世郡)

滋賀PDセンター (滋賀県栗東市)

大津営業所 (滋賀県大津市)

ビジネスサポート大阪店 (大阪府茨木市)

茨城営業所 (茨城県猿島郡)

ビジネスサポート東京店 (東京都江東区)

愛岐営業所 (愛知県江南市)

ビジネスサポート浜松出張所 (静岡県浜松市)

小松営業所 (石川県小松市)

福井営業所 (福井県福井市)

城南営業所 (京都市伏見区)

ビジネスサポート京都店 (京都市中京区)

湖東PDセンター (滋賀県蒲生郡)

大阪営業所 (大阪府茨木市)

埼玉営業所 (埼玉県加須市)

東京営業所 (東京都江東区)

小牧営業所 (愛知県小牧市)

浜松営業所 (静岡県浜松市)

金沢営業所 (石川県金沢市)

富山営業所 (富山県射水市)

倉敷営業所 (岡山県倉敷市)

国際梱包事業部

京都PD国際梱包課 (京都府久世郡)

国際通関部

大阪国際貨物営業所 (大阪府中央区)

滋賀PD梱包事業所 (滋賀県栗東市)

東京国際貨物営業所 (東京都江東区)

② 子会社

中倉陸運株式会社

中央倉庫ワークス株式会社

株式会社テスパック

本社 (京都市下京区) 他 14営業所

本社 (京都市下京区) 他 22事業所

本社 (京都市伏見区) 他 3事業所

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 区 分           | 従 業 員 数    | 前 期 末 比 増 減 |
|---------------|------------|-------------|
| 国 内 物 流 事 業   | 553名〔212名〕 | 7名          |
| 国 際 貨 物 事 業   | 104名〔47名〕  | △1名         |
| 不 動 産 賃 貸 事 業 | 0名〔0名〕     | 0名          |
| 全 社 ( 共 通 )   | 44名〔0名〕    | 0名          |
| 合 計           | 701名〔259名〕 | 6名          |

- (注) 1.従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2.不動産賃貸事業につきましては、全区分の従業員が兼務して管理しているため、不動産賃貸事業単独としての人員数は記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数    | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-------------|---------|-------------|
| 253名〔109名〕 | 0名          | 40歳11ヵ月 | 15年9ヵ月      |

- (注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況

| 借 入 先                 | 借 入 額    |
|-----------------------|----------|
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 1,245百万円 |
| 株 式 会 社 京 都 銀 行       | 1,225    |
| 株 式 会 社 滋 賀 銀 行       | 1,039    |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 1,024    |

- (注) 1.株式会社京都銀行の借入額には、社債（私募債）の未償還額100百万円を含んでおります。  
2.株式会社滋賀銀行の借入額には、社債（私募債）の未償還額90百万円を含んでおります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 19,064,897株（うち自己株式数73,116株）  
 (3) 単元株式数 100株  
 (4) 株主数 26,783名  
 (5) 大株主（上位10名）

| 株主名                     | 持株数   | 持株比率  |
|-------------------------|-------|-------|
| 株式会社三菱UFJ銀行             | 860千株 | 4.53% |
| 株式会社京都銀行                | 850   | 4.47  |
| みずほ信託銀行株式会社             | 840   | 4.42  |
| 株式会社滋賀銀行                | 820   | 4.31  |
| 安田倉庫株式会社                | 800   | 4.21  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 794   | 4.18  |
| 日本生命保険相互会社              | 664   | 3.49  |
| 戸田建設株式会社                | 545   | 2.87  |
| 京都中央信用金庫                | 515   | 2.71  |
| 株式会社たけびし                | 379   | 1.99  |

- (注) 1. 持株数の千株未満は切捨てております。  
 2. 持株比率は自己株式（73,116株）を控除して計算しております。

- (6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|               | 株式数    | 交付対象者 |
|---------------|--------|-------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 5,166株 | 4名    |

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

### 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

| 氏名    | 地位および担当                           | 重要な兼職の状況          |
|-------|-----------------------------------|-------------------|
| 木村正和  | 代表取締役（社長執行役員）                     |                   |
| 谷奥秀実  | 代表取締役（専務執行役員企画管理本部長）              | 中央倉庫ワークス㈱ 代表取締役社長 |
| 田口忠夫  | 取締役（常務執行役員営業統括本部長）                | ㈱テスパック 代表取締役社長    |
| 吉田宏二  | 取締役（上席執行役員企画管理本部副本部長兼総務部長兼経営企画室長） |                   |
| 安達義二郎 | 取締役                               |                   |
| 吉松裕子  | 取締役                               | 弁護士               |
| 中村秀磨  | 監査役（常勤）                           |                   |
| 岡一之   | 監査役                               |                   |
| 藤本真人  | 監査役                               | 公認会計士             |
| 人見浩司  | 監査役                               | 京友商事㈱ 代表取締役会長     |

- (注) 1. 取締役安達義二郎氏および吉松裕子氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役藤本真人氏および人見浩司氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役安達義二郎氏および吉松裕子氏、監査役藤本真人氏および人見浩司氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 4. 監査役藤本真人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。  
 5. 取締役湯浅康平氏は、2023年6月23日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役2名および社外監査役2名は、当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額までと限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因する損害賠償請求による被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補の対象としております。当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であり、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、当社負担としております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象外としております。

(4) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、決定方針の決定方法は、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され社外取締役が委員長を務める指名・報酬・ガバナンス委員会において審議し、その結果を尊重し代表取締役が取締役会に提議し、取締役会において審議・決議しております。その概要は、取締役の報酬等は当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を果たしていくために、個々の取締役がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たしていくことを可能とする内容のものとし、その報酬等の内容は月例報酬と業績連動報酬および非金銭報酬等（当社譲渡制限付株式）で構成されます。当社の取締役の固定報酬は月例報酬とし、役位により基準額を定め、能力・経歴等により基準額の90%～110%の幅を設け、その範囲内で決定いたします。業績連動報酬は、役位により基準額を定め、指標とする事業年度毎の業績（営業収益・利益）、および中期経営計画業績目標（営業収益・利益）に対する達成度等に応じて、基準額の70%～130%の範囲で算出された額を賞与として毎年、事業年度末日後の一定の時期に支給いたします。当該指標を選択した理由は、当社の事業活動の結果を業績連動報酬に適切に反映できるものと考えためであります。また、固定報酬の額および業績連動報酬の額を取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、報酬基準額における65%が固定報酬、35%が業績連動報酬とします。非金銭報酬等（当社譲渡制限付株式）は、当社の取締役の地位を退任する日までの一定の譲渡制限期間並びに当社による無償取得事由等のために服する当社株式を割り当てます。当事業年度における交付状況は、「2.(6)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の金銭報酬等の額は、2017年6月29日開催の第137回定時株主総会（当時の取締役の員数は10名、監査役の員数は4名）において取締役の報酬等の額を年額160百万円以内（うち社外取締役分年額15百万円以内）、監査役の報酬等の額を年額30百万円以内と決議いただいております。なお、取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含めないものとしております。

また、金銭報酬とは別枠で、2022年6月24日開催の第142回定時株主総会（当時の取締役の

員数は6名、監査役の員数は4名)において株式報酬の額として年額16百万円以内、株式数の上限を年15千株以内(社外取締役は付与対象外)と決議いただいております。

#### ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長執行役員の木村正和氏が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。委任する権限の内容は、決定方針に基づく各取締役の固定報酬(月例報酬)額と業績連動報酬(賞与)額および非金銭報酬等(当社譲渡制限付株式)の金銭報酬債権額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、代表取締役社長執行役員が個々の取締役の能力・経験等を把握・理解しており、個々の取締役が意欲的に職責を果たしたことを、より適切に報酬等に反映できるものと考えためであります。当社は、当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され社外取締役が委員長を務める指名・報酬・ガバナンス委員会の審議を経て決議された決定方針において、固定報酬額、業績連動報酬額ともに基準額の何%の範囲内という制限を設け、代表取締役社長執行役員の権限を適切に限定しております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

#### ④取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額(千円)     |               |              | 対象となる役員の員数(人) |
|------------------|---------------------|--------------------|---------------|--------------|---------------|
|                  |                     | 固定報酬               | 業績連動報酬        | 非金銭報酬等       |               |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 113,097<br>(7,200)  | 72,498<br>(7,200)  | 35,000<br>(-) | 5,599<br>(-) | 7<br>(2)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 21,000<br>(7,200)   | 21,000<br>(7,200)  | -<br>(-)      | -<br>(-)     | 4<br>(2)      |
| 合計総額<br>(うち社外役員) | 134,097<br>(14,400) | 93,498<br>(14,400) | 35,000<br>(-) | 5,599<br>(-) | 11<br>(4)     |

(注) 当事業年度末現在の取締役は6名(うち社外取締役は2名)、監査役は4名(うち社外監査役は2名)であります。上記の取締役の支給人員と相違しておりますのは、2023年6月23日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれているためであります。

#### ⑤当該業績連動報酬等の算定に用いる業績指標に関する実績は以下のとおりであります。

|      | 2022年度実績<br>(百万円) | 2023年度実績<br>(百万円) | 前期比(%) |      | 中期経営計画の当該事業年度の業績目標値比(%) |
|------|-------------------|-------------------|--------|------|-------------------------|
| 営業収益 | 25,869            | 26,512            | 102.5% | 営業収益 | 96.4%                   |
| 経常利益 | 2,434             | 2,229             | 91.6%  | 営業利益 | 84.1%                   |

(注) 「中期経営計画の当該事業年度の業績目標値比」は当初計画(修正前)で定めた年度毎の業績目標値への進捗比であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 安達 義二郎

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係  
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・知見を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された指名・報酬・ガバナンス委員会6回全てに出席し、委員長として、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針等の審議およびそれらの運営状況の監督を行っております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

② 取締役 吉松 裕子

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係  
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、当事業年度に開催された指名・報酬・ガバナンス委員会6回全てに出席し、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針等の審議およびそれらの運営状況の監督を行っております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

③ 監査役 藤本 真人

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係  
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回中12回に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、当事業年度に開催された指名・報酬・ガバナンス委員会6回全てに出席し、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針等の審議およびそれらの運営状況の監督を行っております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

④ 監査役 人見 浩司

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
京友商事株式会社の代表取締役会長を兼務しておりますが、前記の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係  
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・知見を活かした発言を行っております。また、当事業年度に開催された指名・報酬・ガバナンス委員会6回全てに出席し、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針等の審議およびそれらの運営状況の監督を行っております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

## 4. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称  
有限責任監査法人トーマツ
- (2) 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
  - ① 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 34百万円
  - ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 34百万円
  - ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 34百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- (4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由  
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難である場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。  
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任することといたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう時機を捉えた的確な資本政策を遂行するとともに、配当政策の基本方針として、事業の性格を踏まえ財務体質を強化しつつ、株主利益を重視した配分を基本方針としております。

この方針のもと、配当につきましては当期及び今後の連結業績、財務面での健全性等を踏まえたうえで、純資産配当率（DOE：Dividend on Equity）1%程度（連結ベース）を下限の目処とした安定配当に加え、第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」の最終年度である2024年度では配当性向40%を上回ることを目指します。あわせて、業績目標を達成していくことにより増配を実現できるよう努力し、より一層株主様のご期待に応えてまいります。また、株主優待制度を引き続き行うこととし、株主共同利益の確保のため買収防衛策（買収への対応方針）を継続いたします。

### 【ご参考】 政策保有株式の縮減に向けた取組み

当社は、倉庫業を核とする総合物流事業を展開し、その持続的な成長と中長期的な事業基盤拡充のため、政策保有株式として株式を保有する場合があります。当社は、すべての政策保有株式について、政策目的に対する定性的な評価や資本コストによる定量的な評価等にもとづいて検証を行い、個別に保有の相当性について判断を行います。その結果、保有の合理性が乏しいと判断する場合は、株式市場の動向やその他の事情を勘案して適切な時機に売却します。

2024年3月末保有の上場株式について個別に検証を実施した結果、すべての銘柄について保有の合理性を確認しました。2023年度は、政策保有上場株式の縮減に向けた議論を進め、縮減可能な5銘柄を選定し全量または一部を売却しました。前期末の保有金額8,983百万円に対して、当期末までに約556百万円分の売却を実施しました。一方で、保有株式の時価上昇により、当期末の保有金額は10,869百万円となり、純資産に対する政策保有上場株式の比率は25.1%となっております。なお、引き続き政策保有株式の縮減を進めてまいります。

## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>13,650,653</b> | <b>流動負債</b>    | <b>6,745,423</b>  |
| 現金及び預金          | 8,451,334         | 支払手形及び営業未払金    | 1,663,506         |
| 受取手形            | 314,200           | 短期借入金          | 2,970,000         |
| 営業未収入金          | 4,435,507         | 一年内返済予定の長期借入金  | 689,438           |
| 貯蔵品             | 30,914            | リース債務          | 91,308            |
| その他             | 419,533           | 未払法人税等         | 347,252           |
| 貸倒引当金           | △835              | 賞与引当金          | 327,207           |
|                 |                   | 役員賞与引当金        | 37,200            |
|                 |                   | その他            | 619,510           |
| <b>固定資産</b>     | <b>44,365,614</b> | <b>固定負債</b>    | <b>5,669,479</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>31,790,608</b> | 社債             | 170,000           |
| 建物及び構築物         | 17,639,446        | 長期借入金          | 2,178,738         |
| 機械装置及び運搬具       | 820,222           | リース債務          | 744,686           |
| 土地              | 12,463,472        | 繰延税金負債         | 1,900,462         |
| リース資産           | 721,651           | 退職給付に係る負債      | 167,576           |
| 建設仮勘定           | 10,867            | その他            | 508,015           |
| その他             | 134,948           |                |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>121,118</b>    | <b>負債合計</b>    | <b>12,414,902</b> |
| のれん             | 33,217            | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| その他             | 87,900            | <b>株主資本</b>    | <b>39,823,300</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>12,453,887</b> | 資本金            | 2,734,294         |
| 投資有価証券          | 11,714,527        | 資本剰余金          | 2,263,807         |
| 繰延税金資産          | 19,242            | 利益剰余金          | 34,903,232        |
| 退職給付に係る資産       | 395,296           | 自己株式           | △78,033           |
| その他             | 326,239           | その他の包括利益累計額    | 5,507,453         |
| 貸倒引当金           | △1,419            | その他有価証券評価差額金   | 5,213,985         |
|                 |                   | 為替換算調整勘定       | 23,102            |
|                 |                   | 退職給付に係る調整累計額   | 270,365           |
|                 |                   | <b>非支配株主持分</b> | <b>270,611</b>    |
| <b>資産合計</b>     | <b>58,016,268</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>45,601,365</b> |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>58,016,268</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 自 2023年 4月 1日 )  
( 至 2024年 3月 31日 )

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額     | 額          |
|-------------------------------|---------|------------|
| 営 業 収 益                       |         | 26,512,364 |
| 営 業 原 価                       |         | 23,579,384 |
| 営 業 総 利 益                     |         | 2,932,980  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 998,723    |
| 営 業 利 益                       |         | 1,934,257  |
| 営 業 外 収 益                     |         |            |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金         | 341,749 |            |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 6,175   |            |
| そ の 他                         | 40,830  | 388,755    |
| 営 業 外 費 用                     |         |            |
| 支 払 利 息                       | 82,797  |            |
| そ の 他                         | 10,411  | 93,208     |
| 経 常 利 益                       |         | 2,229,804  |
| 特 別 利 益                       |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 3,273   |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益             | 306,870 | 310,144    |
| 特 別 損 失                       |         |            |
| 固 定 資 産 除 売 却 損               | 29,160  | 29,160     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |         | 2,510,788  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 764,626 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 36,041  | 800,668    |
| 当 期 純 利 益                     |         | 1,710,120  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 11,940     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 1,698,179  |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>11,893,558</b> | <b>流動負債</b>    | <b>6,515,388</b>  |
| 現金及び預金          | 6,857,152         | 営業未払金          | 1,903,309         |
| 受取手形            | 289,886           | 短期借入金          | 2,970,000         |
| 営業未収金           | 4,329,794         | 一年内返済予定の長期借入金  | 640,000           |
| 貯蔵品             | 15,047            | リース債務          | 90,619            |
| 前払費用            | 86,203            | 未払金            | 97,123            |
| その他の            | 315,484           | 未払費用           | 124,932           |
| 貸倒引当金           | △10               | 未払法人税等         | 313,314           |
| <b>固定資産</b>     | <b>43,234,406</b> | 賞与引当金          | 191,000           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>30,788,706</b> | 役員賞与引当金        | 35,000            |
| 建物              | 16,927,741        | その他の           | 150,090           |
| 構築物             | 625,117           | <b>固定負債</b>    | <b>5,300,082</b>  |
| 機械装置            | 243,294           | 長期借入金          | 2,071,500         |
| 車両運搬具           | 192,148           | リース債務          | 744,341           |
| 工具、器具及び備品       | 134,635           | 繰延税金負債         | 1,785,826         |
| 土地              | 11,934,190        | 退職給付引当金        | 120,398           |
| リース資産           | 720,710           | その他の           | 578,015           |
| 建設仮勘定           | 10,867            | <b>負債合計</b>    | <b>11,815,471</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>68,164</b>     | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| ソフトウェア          | 45,882            | <b>株主資本</b>    | <b>38,114,502</b> |
| 電話加入権           | 22,281            | 資本金            | 2,734,294         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>12,377,535</b> | 資本剰余金          | 2,263,807         |
| 投資有価証券          | 11,480,247        | 資本準備金          | 2,263,807         |
| 関係会社株式          | 693,158           | 利益剰余金          | 33,194,434        |
| 関係会社出資金         | 28,251            | 利益準備金          | 442,207           |
| 差入保証金           | 153,708           | その他利益剰余金       | 32,752,226        |
| その他の            | 23,588            | 圧縮記帳積立金        | 1,387,284         |
| 貸倒引当金           | △1,419            | 配当積立金          | 1,031,000         |
| <b>資産合計</b>     | <b>55,127,964</b> | 別途積立金          | 21,410,000        |
|                 |                   | 繰越利益剰余金        | 8,923,942         |
|                 |                   | <b>自己株式</b>    | <b>△78,033</b>    |
|                 |                   | 評価・換算差額等       | 5,197,991         |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金   | 5,197,991         |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>43,312,493</b> |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>55,127,964</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 損益計算書

( 自 2023年 4月 1日 )  
( 至 2024年 3月 31日 )

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額        | 金 額        |
|------------------------|------------|------------|
| <b>営 業 収 益</b>         |            |            |
| 倉庫保管料                  | 4,663,216  |            |
| 倉庫荷役料                  | 2,487,151  |            |
| 物流施設賃貸収入               | 392,024    |            |
| 運送収入                   | 13,621,377 |            |
| 梱包料                    | 1,334,258  |            |
| 通関料                    | 2,997,664  |            |
| 不動産賃貸収入                | 357,363    | 25,853,056 |
| <b>営 業 原 価</b>         |            | 23,261,078 |
| <b>営 業 総 利 益</b>       |            | 2,591,978  |
| <b>販売費及び一般管理費</b>      |            | 891,169    |
| <b>営 業 利 益</b>         |            | 1,700,808  |
| <b>営 業 外 収 益</b>       |            |            |
| 受取利息及び受取配当金            | 344,899    |            |
| その他の                   | 46,258     | 391,157    |
| <b>営 業 外 費 用</b>       |            |            |
| 支払利息                   | 81,898     |            |
| その他の                   | 6,916      | 88,815     |
| <b>経 常 利 益</b>         |            | 2,003,151  |
| <b>特 別 利 益</b>         |            |            |
| 固定資産売却益                | 8          |            |
| 投資有価証券売却益              | 306,870    | 306,878    |
| <b>特 別 損 失</b>         |            |            |
| 固定資産除売却損               | 11,253     | 11,253     |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b> |            | 2,298,776  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 688,256    |            |
| 法人税等調整額                | 30,327     | 718,583    |
| <b>当 期 純 利 益</b>       |            | 1,580,193  |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社 中央倉庫  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
京都事務所

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 三浦 宏和 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 西原 大祐 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中央倉庫の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中央倉庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社 中央倉庫  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
京都事務所

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 三浦 宏和 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 西原 大祐 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中央倉庫の2023年4月1日から2024年3月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作

成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第144期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株式会社 中央倉庫 監査役会

監査役(常勤) 中村 秀磨 ㊟

監査役 岡 一之 ㊟

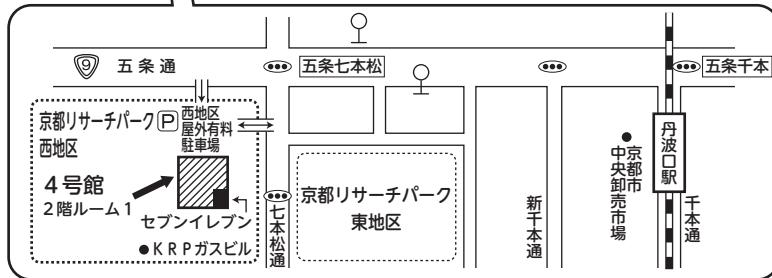
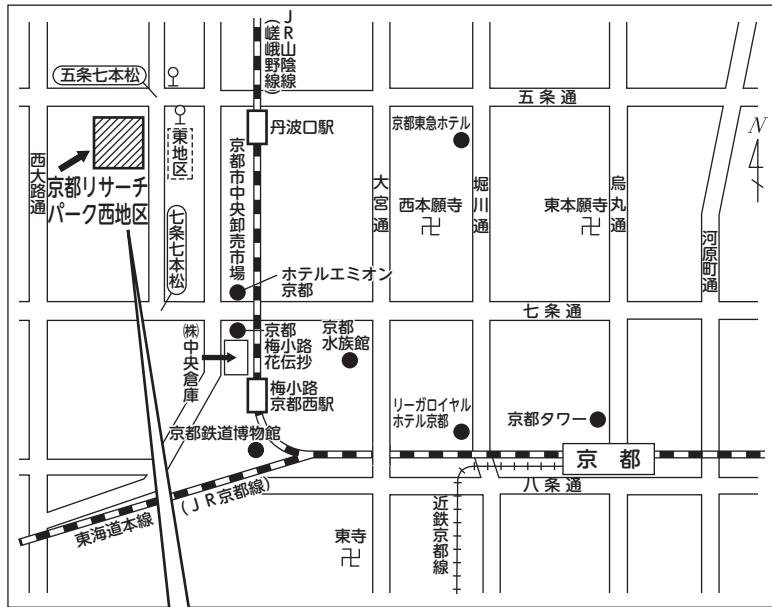
監査役 藤本 真人 ㊟

監査役 人見 浩司 ㊟

(注) 監査役藤本真人及び監査役人見浩司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 株主総会会場ご案内図

会場：京都市下京区中堂寺栗田町93  
 京都リサーチパーク 西地区 4号館 2階 ルーム1



- J R 京都駅より
  - (1) J R 山陰線（嵯峨野線）丹波口駅下車 西へ徒歩5分
  - (2) タクシーで約10分
  - (3) 市バス乗り場C5  
73系統（洛西バスターミナル行）、75系統（映画村、山越行）  
約15分、京都リサーチパーク前下車、西へ徒歩5分
- J R 丹波口駅より 西へ徒歩5分



見やすいユニバーサルデザイン  
 フォントを採用しています。